

# 議案説明資料

令和7年第5回市議会（定例会）

議案第189号 令和7年度福岡市一般会計補正予算案 … P 1

議案第202号 福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 … P 9

議案第203号 福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案 … P 53

議案第205号 福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案 … P 58

議案第243号 福岡市東図書館の指定管理者の指定について … P 63

議案第244号 福岡市早良南図書館の指定管理者の指定について … P 69

議案第258号 学校事故による損害賠償額の決定について … P 74

令和7年12月  
教育委員会

議案第189号 令和7年度 福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

一 令和7年度 福岡市一般会計補正予算事項別説明書(教育委員会所管分)

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
3	19款 国 庫 支 出 金	1項 国 庫 負 担 金	3目 教 育 費 国 庫 負 担 金	千円 19,682,315	千円 612,585	千円 20,294,900
4	25款 ・ 諸 収 入	2項 保 険 料 収 入	1目 保 険 料 収 入	3,972,975	188,702	4,161,677
5						
	そ の 他 の 科 目 ( 本 補 正 外 )			18,369,480	—	18,369,480
	合 計			42,024,770	801,287	42,826,057

## 説明

義務教育費国庫負担金  
義務教育費国庫負担法に基づく負担金の追加

雇用保険料収入 1,892千円  
雇用保険法に基づく保険料収入の追加

厚生年金保険料収入 186,810千円  
厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額	
					特定期	
					国県支出金	地方債
	12款 教育費	千円 153,387,808	千円 3,119,579	千円 156,507,387	千円 612,585	千円 —
76 · 77	1項 教育総務費 1目 教委員会費	14,486,568	198,269	14,684,837	—	—
76 · 77	1項 教育総務費 2目 教育振興費	12,324,153	195,997	12,520,150	—	—
76 · 77	1項 教育総務費 3目 教センター費	2,021,456	75,536	2,096,992	—	—

の 財 源 内 訳			説 明
財 源	計	一般財源	
その 他			
千円	千円	千円	
188,702	801,287	2,318,292	
1,840	1,840	196,429	<p>1. 教育委員会費</p> <p>○ 給与費等の追加 198,269 千円</p> <p>〔 関連歳入            (25) 諸収入 1,840 千円            雇用保険料収入 344            厚生年金保険料収入 1,496 〕</p>
4,559	4,559	191,438	<p>2. 教育振興費</p> <p>○ 給与費等の追加 195,997 千円</p> <p>〔 関連歳入            (25) 諸収入 4,559 千円            雇用保険料収入 777            厚生年金保険料収入 3,782 〕</p>
2,650	2,650	72,886	<p>3. 教育センター費</p> <p>○ 給与費等の追加 75,536 千円</p> <p>〔 関連歳入            (25) 諸収入 2,650 千円            雇用保険料収入 407            厚生年金保険料収入 2,243 〕</p>

予算案 説明書 ページ	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額	
					特定期	
					国県支出金	地方債
78 · 79	2項 小・中学校 管 理 費	57,277,121	1,704,995	58,982,116	448,713	—
78 · 79	2項 小・中学校 管 理 費	31,065,851	596,823	31,662,674	158,359	—
80 · 81	3項 小・中学校 建 設 費	11,092,990	401	11,093,391	—	—
80 · 81	4項 高等学校費	4,284,067	8,588	4,292,655	—	—
1目 小学校 管 理 費	1目 中学校 管 理 費	1目 小建設計費	1目 高等学校 管 理 費	1目 小建設計費	1目 高等学校 管 理 費	1目 小建設計費

の 財 源 内 訳			説 明
財 源	一般財源		
その 他	計		
85,665	534,378	1,170,617	<p>4. 小学校管理費</p> <p>○ 一般職職員給与費等の追加 1,704,995 千円</p> <p>ア 一般職職員 △ 12,995 千円</p> <p>イ 教職員 1,717,990 千円</p> <p>〔 関連歳入 448,713 千円            (19) 国庫支出金            義務教育費国庫負担金 85,665 千円            (25) 諸収入            雇用保険料収入 863            厚生年金保険料収入 84,802 ]</p>
35,574	193,933	402,890	<p>5. 中学校管理費</p> <p>○ 一般職職員給与費等の追加 596,823 千円</p> <p>ア 一般職職員 △ 5,843 千円</p> <p>イ 教職員 602,666 千円</p> <p>〔 関連歳入 158,359 千円            (19) 国庫支出金            義務教育費国庫負担金 35,574 千円            (25) 諸収入            雇用保険料収入 △ 166            厚生年金保険料収入 35,740 ]</p>
1	1	400	<p>6. 小学校建設費</p> <p>○ 給与費等の追加 401 千円</p> <p>〔 関連歳入 1 千円            (25) 諸収入 1            雇用保険料収入 —            厚生年金保険料収入 — ]</p>
12,910	12,910	△4,322	<p>7. 高等学校管理費</p> <p>○ 一般職職員給与費等の追加 8,588 千円</p> <p>〔 関連歳入 12,910 千円            (25) 諸収入 △ 131            雇用保険料収入 13,041            厚生年金保険料収入 — ]</p>

予算案 説明書 ページ	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額	
					特定期	
					国県支出金	地方債
80 ↓ 83	5項 特別支援学校費 1目 特別支援学校 管 理 費	千円 10,792,266	千円 321,474	千円 11,113,740	千円 5,513	千円 —
82 · 83	6項 社会教育費 1目 社会教育 総務費	千円 77,569	千円 374	千円 77,943	千円 —	千円 —
82 ↓ 85	6項 社会教育費 2目 図書館費	千円 1,794,445	千円 17,122	千円 1,811,567	千円 —	千円 —
	その他の科目 (本補正外)	千円 8,171,322	千円 —	千円 8,171,322	千円 —	千円 —
合 計		千円 153,387,808	千円 3,119,579	千円 156,507,387	千円 612,585	千円 —

の 財 源 内 訳			説 明
財 源	一般財源		
その 他	計	千円	
45,754	51,267	270,207	<p>8. 特別支援学校管理費</p> <p>○ 一般職職員給与費等の追加 321,474 千円</p> <p>ア 一般職職員 4,540 千円</p> <p>イ 教職員 316,934 千円</p> <p>〔 関連歳入            (19) 国庫支出金 義務教育費国庫負担金 5,513 千円            (25) 諸収入 雇用保険料収入 45,754 千円            厚生年金保険料収入 △ 181            45,935 ]</p>
12	12	362	<p>9. 社会教育総務費</p> <p>○ 給与費等の追加 374 千円</p> <p>〔 関連歳入            (25) 諸収入 12 千円            雇用保険料収入 1            厚生年金保険料収入 11 ]</p>
△263	△263	17,385	<p>10. 図書館費</p> <p>○ 一般職職員給与費等の追加 17,122 千円</p> <p>〔 関連歳入            (25) 諸収入 △ 263 千円            雇用保険料収入 △ 23            厚生年金保険料収入 △ 240 ]</p>
給与費等の補正内容・理由			
人事委員会の勧告に基づく給与改定等に伴う追加及び職員・教職員の人事異動等に伴う過不足額の調整を行うもの。			
総括 3,119,579 千円			
○一般職職員、会計年度任用職員、教職員(高等学校) 481,989 千円			
○教職員(小学校・中学校・特別支援学校) 2,637,590 千円			
〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 義務教育費国庫負担金 612,585 千円 (25) 諸収入 雇用保険料収入 188,702 千円 厚生年金保険料収入 1,892 186,810 ]			
188,702	801,287	2,318,292	

## 議案第 202 号

### 福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正の理由

人事委員会の勧告等に鑑み、及び教育職員の処遇の改善等を図るため、教育職員の給料月額の改定を行う等の必要がある。

#### 2 改正の内容

##### (1) 人事委員会の勧告に係る改定

###### ① 教育職給料表の改定

教育職給料表については、人事委員会の勧告のとおり、福岡県の教育職給料表の改定状況を考慮した改定を行う。

###### ② 給料の調整額定額表の改定

教育職給料表の改定に伴い、給料の調整額定額表の改定を行う。

##### 【平均給与月額の改定】

給料表	給料表適用職員	現 行	改定後	改定額
教育職(1) (44.6 歳)	高等学校等に勤務する教育職員	464,019円	476,329円	12,310 円 (2.65%)
教育職(3) (39.8 歳)	特別支援学校に勤務する教育職員	437,999円	451,747円	13,748 円 (3.14%)
教育職(4) (37.5 歳)	小中学校に勤務する教育職員	413,576円	427,338円	13,762 円 (3.33%)

(注) 教職調整額、給料の調整額、諸手当を含む。

###### ③ 特定期付教育職員給料表の改定

特定定期付教育職員給料表については、人事委員会の勧告のとおり、人事院勧告に準拠した改定を行う。

##### (2) 教員の処遇改善等に係る改定

###### ① 管理職（校長・教頭等）の本給改善

教職調整額の段階的な引上げと合わせて、教育職給料表（1）及び教育職給料表（3）4級・5級の給料月額に3,800円を、教育職給料表（4）4級・5級の給料月額に4,000円を加算する。

※教職調整額は、教育職給料表1級～3級（管理職以外）に支給

## ② 義務教育等教員特別手当の改定

### ア 学級担任への加算 ※特別支援学校、特別支援学級を除く。

義務教育等教員特別手当に月額3,000円を上限に加算する。

### イ 月額の縮減

教職調整額の改善、学級担任への加算措置を踏まえ、月額を2/3程度に縮減する。

## ③ 特殊勤務手当の改定

### ア 「多学年学級担当手当」の廃止

学級担任への加算措置を踏まえ、「多学年学級担当手当」を廃止する。

#### 【多学年学級担当手当】

2つの学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員が、当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給される手当

### イ 「生徒負傷等救急業務手当」及び「生徒緊急補導業務手当」の改善

- ・日額500円を増額する。

現 行	改正後
日額7,500円	日額8,000円

#### 【生徒負傷等救急業務手当】

生徒等の負傷、病気等に伴う救急の業務に従事した場合に支給される手当

#### 【生徒緊急補導業務手当】

生徒等に対する緊急の補導業務に従事した場合に支給される手当

## ④ 教職調整額の見直しに係る規定の整備

指導改善研修の認定を受けた職員について、教職調整額の支給対象外となることに伴い、時間外勤務手当を支給対象とする。

#### 【指導改善研修】

教育公務員特例法第25条に基づき、児童、生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を行うもの。

## (3) 栄養教諭の臨時の任用に係る見直し

食に関する指導のさらなる充実に向け、栄養教諭の臨時の任用を行えるよう関係規定を整備する。

## 3 施行期日等（附則）

- (1) 人事委員会の勧告に係る改定 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用
- (2) 教員の待遇改善等に係る改定 令和8年1月1日から施行
- (3) 栄養教諭の臨時の任用に係る見直し 令和8年4月1日から施行

福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)の一部改正

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条の4 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第6条 教育職員以外の学校職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、又は勤務条件条例第3条第9項の規定により、あらかじめ同条第4項から第8項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられたときは、時間外勤務手当を支給する。</p>	<p>第1条～第5条の4 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第6条 教育職員 <u>(指導改善研修被認定者</u> <u>(教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号) 第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。) を除く。)</u> 以外の学校職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、又は勤務条件条例第3条第9項の規定により、あらかじめ同条第4項から第8項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられたときは、時間外勤務手当を支給する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第7条 特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師</u> <u>(ただし、次に掲げる職員を除く。)</u> <u>のうち、2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当するものが当該学級における授業又は指導に従事した場合は、その授業又は指導に従事した日1日につき290円</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第7条 特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>ア 納入の調整額の支給を受ける職員</u></p> <p><u>イ 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない職員</u></p> <p><u>ウ 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	
<p>2 前項に定めるもののほか、教育職員のうちその職務の級が教育職給料表(1)、教育職給料表(3)又は教育職給料表(4)の1級、2級又は3級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度に及ぶときに、その業務に従事した日1日につきそれぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における児童若しくは生徒（以下この項において「生徒等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 8,000円（被害が特に甚大な非常災害（委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると委員会が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</p>	<p><u>(2) (略)</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育職員のうちその職務の級が教育職給料表(1)、教育職給料表(3)又は教育職給料表(4)の1級、2級又は3級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度に及ぶときに、その業務に従事した日1日につきそれぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における児童若しくは生徒（以下この項において「生徒等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 8,000円（被害が特に甚大な非常災害（委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると委員会が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</p>

現 行	改 正 案
<p>イ 生徒等の負傷、病気等に伴う救急の業務 <u>7,500円</u></p> <p>ウ 生徒等に対する緊急の補導業務 <u>7,500円</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>イ 生徒等の負傷、病気等に伴う救急の業務 <u>8,000円</u></p> <p>ウ 生徒等に対する緊急の補導業務 <u>8,000円</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>第7条の2～第9条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第10条 教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>第7条の2～第9条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第10条 教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>
<p>2 前項に規定する義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める表におけるその者の職務の級に応じた額(短時間勤務職員等にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。</p> <p>(1) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員(次号に掲げる者を除く。) 義務教育等教員特別手当月額表(1) (別表第5 1) に掲げる額</p> <p>(2) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員で前条に規定する産業教育手当を支給されるもの 義務教育等教員特別手当月額表(1) (別表第5 1) に掲げる額に4分の2を乗じて得た額(産業教育手</p>	<p>2 前項に規定する義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める表におけるその者の職務の級に応じた額(短時間勤務職員等にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。<u>ただし、校務のうち学級(小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務を分掌する職員にあっては、3,000円を超えない範囲内において委員会が別に定める額(短時間勤務職員等にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)を加算する。</u></p> <p>(1) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員(次号に掲げる者を除く。) 義務教育等教員特別手当月額表(1) (別表第5 1) に掲げる額</p> <p>(2) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員で前条に規定する産業教育手当を支給されるもの 義務教育等教員特別手当月額表(1) (別表第5 1) に掲げる額に4分の2を乗じて得た額(産業教育手</p>

現 行	改 正 案
当の支給を受けない期間にあつては、同表に掲げる額) (3) 削除 (4) 教育職給料表(3)の適用を受ける職員 義務教育等教員特別手当月額表(3) (別表第5 3)に掲げる額 (5) 教育職給料表(4)の適用を受ける職員 義務教育等教員特別手当月額表(4) (別表第5 4)に掲げる額	当の支給を受けない期間にあつては、同表に掲げる額) (3) 削除 (4) 教育職給料表(3)の適用を受ける職員 義務教育等教員特別手当月額表(3) (別表第5 3)に掲げる額 (5) 教育職給料表(4)の適用を受ける職員 義務教育等教員特別手当月額表(4) (別表第5 4)に掲げる額
第10条の2～第10条の5 (略)  (給料及び諸手当の支給並びに給与の減額) 第11条 (略)	第10条の2～第10条の5 (略)  (給料及び諸手当の支給並びに給与の減額) 第11条 (略)
2 教育職員が大学院修学休業 (教育公務員特例法 <u>昭和24年法律第1号</u> ) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。) の許可を受けたときは、発令の日の前日まで給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当 (以下この項及び次項において「給料等」という。) を支給し、大学院修学休業の期間の満了等により職務に復帰したときは、その日から給料等を支給する。 3・4 (略)	2 教育職員が大学院修学休業 (教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。) の許可を受けたときは、発令の日の前日まで給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当 (以下この項及び次項において「給料等」という。) を支給し、大学院修学休業の期間の満了等により職務に復帰したときは、その日から給料等を支給する。 3・4 (略)
第11条の2～第13条 (略)	第11条の2～第13条 (略)

**現 行**

別表第1 給料表  
1 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
前	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
再	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
任用	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
短時間勤務	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
職員以外の職員	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,400
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,000
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,600
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,200
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	482,800
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,300
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	483,800
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	484,300
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	484,800
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	485,300
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	485,700

**改 正 案**

別表第1 紙料表  
1 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前 再任 用	1	212,900	259,800	311,000	367,200	436,700
	2	215,300	261,200	312,800	368,600	438,500
	3	217,600	262,600	314,600	370,000	440,300
	4	219,900	264,000	316,400	371,400	441,900
短時間勤務職員以外の職員	5	222,100	265,400	318,200	372,800	443,400
	6	224,400	266,600	320,000	374,100	444,900
	7	226,600	267,800	321,800	375,400	446,700
	8	228,800	269,000	323,500	376,700	448,500
勤務職員以外の職員	9	231,000	270,300	325,200	377,900	450,200
	10	233,200	271,400	327,000	379,400	452,000
	11	235,400	272,500	328,800	380,900	453,900
	12	237,600	273,700	330,600	382,300	455,700
勤務職員以外の職員	13	239,800	275,000	332,500	383,600	457,400
	14	241,900	276,700	334,300	385,100	459,300
	15	244,000	278,400	336,100	386,600	461,100
	16	246,100	280,100	337,800	388,000	463,000
勤務職員以外の職員	17	248,200	281,800	339,400	389,400	464,700
	18	250,000	283,800	341,300	390,900	466,500
	19	251,700	286,000	343,200	392,300	468,300
	20	253,400	288,200	345,000	393,700	470,100
勤務職員以外の職員	21	255,100	290,400	346,800	395,100	471,800
	22	256,400	292,600	348,800	396,500	473,500
	23	257,700	294,800	350,600	398,000	475,400
	24	258,900	296,900	352,300	399,400	477,200
勤務職員以外の職員	25	260,100	298,900	354,000	400,700	478,900
	26	261,300	300,800	355,700	402,100	480,500
	27	262,500	302,700	357,200	403,600	482,100
	28	263,700	304,500	358,800	405,100	483,600
勤務職員以外の職員	29	264,800	306,300	360,400	406,400	485,100
	30	265,800	308,200	361,700	407,900	486,400
	31	266,900	310,000	362,900	409,400	487,800
	32	267,900	311,700	364,000	410,900	489,100
勤務職員以外の職員	33	269,000	313,400	365,300	412,300	490,300
	34	270,100	315,200	366,900	413,900	490,900
	35	271,300	316,900	368,500	415,500	491,500
	36	272,600	318,500	370,000	417,000	492,200
勤務職員以外の職員	37	273,800	320,100	371,400	418,200	492,800
	38	274,900	321,800	373,000	419,600	493,400
	39	276,100	323,600	374,500	421,000	494,000
	40	277,200	325,300	376,000	422,300	494,600
勤務職員以外の職員	41	278,500	326,600	377,500	423,900	495,200
	42	279,500	328,500	379,100	425,300	495,800
	43	280,500	330,300	380,700	426,600	496,300
	44	281,400	332,000	382,200	428,000	496,800
勤務職員以外の職員	45	282,000	333,600	383,700	429,400	497,300
	46	282,800	335,500	385,300	430,700	497,800
	47	283,600	337,200	386,800	432,200	498,300
	48	284,400	338,900	388,300	433,700	498,700

現行					
		49	273,800	328,400	377,700
		50	274,600	330,200	379,200
		51	275,300	332,000	380,700
		52	276,100	333,700	382,100
		53	276,900	335,400	383,500
		54	277,700	336,700	385,000
		55	278,500	338,000	386,400
		56	279,300	339,300	387,800
		57	280,000	340,800	389,300
		58	280,600	342,400	390,900
		59	281,400	343,900	392,500
		60	282,300	345,500	393,900
		61	283,100	347,000	395,100
		62	283,700	348,600	396,500
		63	284,500	350,200	397,900
		64	285,200	351,700	399,200
		65	286,200	353,200	400,400
		66	287,000	354,800	401,600
		67	287,800	356,400	402,900
		68	288,500	357,900	404,200
		69	289,200	359,400	405,500
		70	290,000	361,000	406,800
		71	290,800	362,600	408,200
		72	291,500	364,100	409,400
		73	292,200	365,600	410,600
		74	292,900	367,200	412,000
		75	293,600	368,800	413,400
		76	294,200	370,300	414,700
		77	294,800	371,800	415,900
		78	295,500	373,200	417,100
		79	296,200	374,600	418,400
		80	296,800	375,900	419,800
		81	297,400	377,200	421,100
		82	298,100	378,600	422,300
		83	298,800	380,000	423,300
		84	299,500	381,300	424,500
		85	300,200	382,400	425,700
		86	301,000	383,800	426,800
		87	301,700	385,100	428,000
		88	302,400	386,400	429,000
		89	303,100	387,600	430,100
		90	304,000	388,900	431,100
		91	304,800	390,000	432,100
		92	305,600	391,200	433,100
		93	306,100	392,400	434,000
		94	306,900	393,500	434,800
		95	307,700	394,700	435,600
		96	308,500	395,900	436,400
		97	309,200	397,300	437,100
		98	310,000	398,300	437,500
		99	310,800	399,300	437,900
		100	311,500	400,300	438,300
		101	312,300	401,200	438,700
		102	313,200	402,200	439,000
		103	314,100	403,300	439,300
		104	314,900	404,400	439,500

**改 正 案**

49	285, 100	340, 600	389, 800	435, 300	499, 100	
50	285, 900	342, 300	391, 300	436, 700		
51	286, 600	344, 000	392, 800	438, 300		
52	287, 400	345, 700	394, 200	439, 800		
53	288, 200	347, 400	395, 500	441, 500		
54	289, 000	348, 700	397, 000	443, 000		
55	289, 700	350, 000	398, 400	444, 600		
56	290, 500	351, 300	399, 800	446, 200		
57	291, 200	352, 800	401, 300	447, 700		
58	291, 800	354, 400	402, 900	449, 200		
59	292, 600	355, 900	404, 500	450, 400		
60	293, 400	357, 500	405, 900	451, 600		
61	294, 100	358, 900	407, 100	452, 800		
62	294, 700	360, 500	408, 500	454, 100		
63	295, 500	362, 100	409, 900	455, 300		
64	296, 100	363, 500	411, 200	456, 500		
65	297, 100	365, 000	412, 400	457, 600		
66	297, 900	366, 600	413, 600	458, 800		
67	298, 600	368, 200	414, 900	460, 000		
68	299, 300	369, 700	416, 200	461, 200		
69	299, 900	371, 200	417, 500	462, 400		
70	300, 600	372, 800	418, 800	463, 600		
71	301, 300	374, 300	420, 200	464, 800		
72	302, 000	375, 800	421, 400	466, 000		
73	302, 700	377, 300	422, 600	467, 100		
74	303, 400	378, 900	424, 000	467, 700		
75	304, 100	380, 500	425, 400	468, 200		
76	304, 600	382, 000	426, 700	468, 700		
77	305, 200	383, 400	427, 900	469, 200		
78	305, 800	384, 800	429, 100	469, 700		
79	306, 500	386, 200	430, 400	470, 200		
80	307, 100	387, 500	431, 800	470, 700		
81	307, 600	388, 800	433, 100	471, 100		
82	308, 200	390, 200	434, 300	471, 600		
83	308, 900	391, 500	435, 300	472, 000		
84	309, 600	392, 800	436, 500	472, 400		
85	310, 200	393, 900	437, 700	472, 800		
86	311, 000	395, 300	438, 800	473, 200		
87	311, 700	396, 600	440, 000	473, 600		
88	312, 300	397, 900	441, 000	474, 000		
89	313, 000	399, 100	442, 100	474, 300		
90	313, 800	400, 400	443, 100			
91	314, 600	401, 500	444, 100			
92	315, 400	402, 700	445, 100			
93	315, 900	403, 900	446, 000			
94	316, 700	405, 000	446, 800			
95	317, 500	406, 200	447, 600			
96	318, 300	407, 400	448, 400			
97	318, 900	408, 800	449, 100			
98	319, 600	409, 800	449, 500			
99	320, 400	410, 800	449, 900			
100	321, 100	411, 800	450, 300			
101	321, 900	412, 700	450, 700			
102	322, 700	413, 700	451, 000			
103	323, 600	414, 800	451, 300			
104	324, 400	415, 900	451, 500			

現 行					
		105	315, 500	405, 100	439, 800
		106	316, 300	406, 000	440, 100
		107	317, 100	406, 900	440, 400
		108	317, 900	407, 800	440, 600
		109	318, 600	408, 600	440, 800
		110	319, 000	409, 400	441, 100
		111	319, 400	410, 200	441, 400
		112	319, 900	411, 000	441, 600
		113	320, 500	411, 600	441, 800
		114	321, 000	412, 300	442, 100
		115	321, 500	413, 000	442, 400
		116	322, 000	413, 700	442, 600
		117	322, 600	414, 300	442, 800
		118	323, 200	414, 800	443, 100
		119	323, 800	415, 200	443, 400
		120	324, 400	415, 500	443, 600
		121	324, 900	415, 800	443, 800
		122	325, 500	416, 100	
		123	326, 100	416, 400	
		124	326, 700	416, 600	
		125	327, 100	416, 800	
		126	327, 600	417, 100	
		127	328, 100	417, 400	
		128	328, 600	417, 900	
		129	329, 000	418, 500	
		130	329, 400	419, 100	
		131	329, 800	419, 700	
		132	330, 200	420, 300	
		133	330, 600	420, 700	
		134	331, 000	421, 200	
		135	331, 400	421, 700	
		136	331, 800	422, 200	
		137	332, 000	422, 700	
		138	332, 400	423, 200	
		139	332, 800	423, 700	
		140	333, 200	424, 200	
		141	333, 400	424, 500	
		142	333, 700	424, 900	
		143	334, 000	425, 300	
		144	334, 300	425, 700	
		145	334, 700	426, 200	
		146	335, 000	426, 600	
		147	335, 300	427, 000	
		148	335, 600	427, 400	
		149	336, 000	427, 800	
		150	336, 300	428, 200	
		151	336, 600	428, 600	
		152	336, 900	429, 000	
		153	337, 300	429, 300	
		154	337, 600		
		155	337, 900		
		156	338, 200		
		157	338, 500		
		158	338, 800		
		159	339, 100		
		160	339, 400		

**改 正 案**

105	325,000	416,600	451,800			
106	325,800	417,500	452,100			
107	326,600	418,400	452,400			
108	327,400	419,300	452,600			
109	328,100	420,100	452,800			
110	328,500	420,900	453,100			
111	328,800	421,700	453,400			
112	329,300	422,500	453,600			
113	329,800	423,100	453,800			
114	330,200	423,800	454,100			
115	330,600	424,500	454,400			
116	331,000	425,200	454,600			
117	331,500	425,800	454,800			
118	332,000	426,300	455,100			
119	332,400	426,600	455,400			
120	332,900	426,900	455,600			
121	333,400	427,200	455,800			
122	333,800	427,500				
123	334,200	427,800				
124	334,700	428,000				
125	335,200	428,200				
126	335,500	428,500				
127	335,800	428,800				
128	336,100	429,000				
129	336,300	429,200				
130	336,600	429,500				
131	336,900	429,800				
132	337,100	430,000				
133	337,300	430,200				
134	337,500	430,500				
135	337,700	430,800				
136	338,000	431,000				
137	338,300	431,200				
138	338,500	431,500				
139	338,800	431,800				
140	339,100	432,000				
141	339,300	432,200				
142	339,500	432,500				
143	339,800	432,800				
144	340,000	433,000				
145	340,300	433,200				
146	340,500	433,500				
147	340,800	433,800				
148	341,100	434,000				
149	341,300	434,200				
150	341,500	434,500				
151	341,800	434,800				
152	342,100	435,000				
153	342,300	435,200				
154	342,600					
155	342,900					
156	343,100					
157	343,300					
158	343,600					
159	343,900					
160	344,100					

現 行						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
	161	339,700				
	162	340,000				
	163	340,300				
	164	340,600				
	165	340,900				
	166	341,200				
	167	341,500				
	168	341,800				
	169	342,000				
	170	342,300				
	171	342,600				
	172	342,900				
	173	343,100				
	174	343,400				
	175	343,700				
	176	344,000				
	177	344,200				

- 備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 2 削除

**改 正 案**

		161	344,300				
		162	344,600				
		163	344,900				
		164	345,100				
		165	345,300				
		166	345,600				
		167	345,900				
		168	346,100				
		169	346,300				
		170	346,600				
		171	346,900				
		172	347,100				
		173	347,300				
		174	347,600				
		175	347,900				
		176	348,100				
		177	348,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000	

- 備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、5級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

2 削除

**現 行**

3 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
前	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
再任	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
用	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
短時間	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
勤務	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
職員	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
以外の職員	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
勤務	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
職員	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
以外の職員	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
勤務	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
職員	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
以外の職員	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
勤務	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
職員	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
勤務	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
職員	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
勤務	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
職員	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
勤務	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
職員	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
勤務	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
職員	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
勤務	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
職員	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
勤務	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
職員	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
勤務	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
職員	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
勤務	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
職員	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
勤務	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
職員	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
勤務	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
職員	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
勤務	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
職員	38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,400
勤務	39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,000
職員	40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,600
勤務	41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,200
職員	42	268,000	316,200	366,900	413,000	482,800
勤務	43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,300
職員	44	269,900	319,700	370,000	415,700	483,800
勤務	45	270,600	321,400	371,500	417,100	484,300
職員	46	271,400	323,300	373,100	418,400	484,800
勤務	47	272,200	325,000	374,700	419,900	485,300
職員	48	273,000	326,700	376,200	421,400	485,700

**改 正 案**

3 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	212,900	259,800	311,000	367,200	436,700
前	2	215,300	261,200	312,800	368,600	438,500
再任	3	217,600	262,600	314,600	370,000	440,300
用	4	219,900	264,000	316,400	371,400	441,900
短	5	222,100	265,400	318,200	372,800	443,400
時	6	224,400	266,600	320,000	374,100	444,900
間	7	226,600	267,800	321,800	375,400	446,700
勤	8	228,800	269,000	323,500	376,700	448,500
務	9	231,000	270,300	325,200	377,900	450,200
職	10	233,200	271,400	327,000	379,400	452,000
員	11	235,400	272,500	328,800	380,900	453,900
以外	12	237,600	273,700	330,600	382,300	455,700
の職員	13	239,800	275,000	332,500	383,600	457,400
	14	241,900	276,700	334,300	385,100	459,300
	15	244,000	278,400	336,100	386,600	461,100
	16	246,100	280,100	337,800	388,000	463,000
	17	248,200	281,800	339,400	389,400	464,700
	18	250,000	283,800	341,300	390,900	466,500
	19	251,700	286,000	343,200	392,300	468,300
	20	253,400	288,200	345,000	393,700	470,100
	21	255,100	290,400	346,800	395,100	471,800
	22	256,400	292,600	348,800	396,500	473,500
	23	257,700	294,800	350,600	398,000	475,400
	24	258,900	296,900	352,300	399,400	477,200
	25	260,100	298,900	354,000	400,700	478,900
	26	261,300	300,800	355,700	402,100	480,500
	27	262,500	302,700	357,200	403,600	482,100
	28	263,700	304,500	358,800	405,100	483,600
	29	264,800	306,300	360,400	406,400	485,100
	30	265,800	308,200	361,700	407,900	486,400
	31	266,900	310,000	362,900	409,400	487,800
	32	267,900	311,700	364,000	410,900	489,100
	33	269,000	313,400	365,300	412,300	490,300
	34	270,100	315,200	366,900	413,900	490,900
	35	271,300	316,900	368,500	415,500	491,500
	36	272,600	318,500	370,000	417,000	492,200
	37	273,800	320,100	371,400	418,200	492,800
	38	274,900	321,800	373,000	419,600	493,400
	39	276,100	323,600	374,500	421,000	494,000
	40	277,200	325,300	376,000	422,300	494,600
	41	278,500	326,600	377,500	423,900	495,200
	42	279,500	328,500	379,100	425,300	495,800
	43	280,500	330,300	380,700	426,600	496,300
	44	281,400	332,000	382,200	428,000	496,800
	45	282,000	333,600	383,700	429,400	497,300
	46	282,800	335,500	385,300	430,700	497,800
	47	283,600	337,200	386,800	432,200	498,300
	48	284,400	338,900	388,300	433,700	498,700

現 行					
		49	273,800	328,400	377,700
		50	274,600	330,200	379,200
		51	275,300	332,000	380,700
		52	276,100	333,700	382,100
		53	276,900	335,400	383,500
		54	277,700	336,700	385,000
		55	278,500	338,000	386,400
		56	279,300	339,300	387,800
		57	280,000	340,800	389,300
		58	280,600	342,400	390,900
		59	281,400	343,900	392,500
		60	282,300	345,500	393,900
		61	283,100	347,000	395,100
		62	283,700	348,600	396,500
		63	284,500	350,200	397,900
		64	285,200	351,700	399,200
		65	286,200	353,200	400,400
		66	287,000	354,800	401,600
		67	287,800	356,400	402,900
		68	288,500	357,900	404,200
		69	289,200	359,400	405,500
		70	290,000	361,000	406,800
		71	290,800	362,600	408,200
		72	291,500	364,100	409,400
		73	292,200	365,600	410,600
		74	292,900	367,200	412,000
		75	293,600	368,800	413,400
		76	294,200	370,300	414,700
		77	294,800	371,800	415,900
		78	295,500	373,200	417,100
		79	296,200	374,600	418,400
		80	296,800	375,900	419,800
		81	297,400	377,200	421,100
		82	298,100	378,600	422,300
		83	298,800	380,000	423,300
		84	299,500	381,300	424,500
		85	300,200	382,400	425,700
		86	301,000	383,800	426,800
		87	301,700	385,100	428,000
		88	302,400	386,400	429,000
		89	303,100	387,600	430,100
		90	304,000	388,900	431,100
		91	304,800	390,000	432,100
		92	305,600	391,200	433,100
		93	306,100	392,400	434,000
		94	306,900	393,500	434,800
		95	307,700	394,700	435,600
		96	308,500	395,900	436,400
		97	309,200	397,300	437,100
		98	310,000	398,300	437,500
		99	310,800	399,300	437,900
		100	311,500	400,300	438,300
		101	312,300	401,200	438,700
		102	313,200	402,200	439,000
		103	314,100	403,300	439,300
		104	314,900	404,400	439,500

**改 正 案**

49	285, 100	340, 600	389, 800	435, 300	499, 100	
50	285, 900	342, 300	391, 300	436, 700		
51	286, 600	344, 000	392, 800	438, 300		
52	287, 400	345, 700	394, 200	439, 800		
53	288, 200	347, 400	395, 500	441, 500		
54	289, 000	348, 700	397, 000	443, 000		
55	289, 700	350, 000	398, 400	444, 600		
56	290, 500	351, 300	399, 800	446, 200		
57	291, 200	352, 800	401, 300	447, 700		
58	291, 800	354, 400	402, 900	449, 200		
59	292, 600	355, 900	404, 500	450, 400		
60	293, 400	357, 500	405, 900	451, 600		
61	294, 100	358, 900	407, 100	452, 800		
62	294, 700	360, 500	408, 500	454, 100		
63	295, 500	362, 100	409, 900	455, 300		
64	296, 100	363, 500	411, 200	456, 500		
65	297, 100	365, 000	412, 400	457, 600		
66	297, 900	366, 600	413, 600	458, 800		
67	298, 600	368, 200	414, 900	460, 000		
68	299, 300	369, 700	416, 200	461, 200		
69	299, 900	371, 200	417, 500	462, 400		
70	300, 600	372, 800	418, 800	463, 600		
71	301, 300	374, 300	420, 200	464, 800		
72	302, 000	375, 800	421, 400	466, 000		
73	302, 700	377, 300	422, 600	467, 100		
74	303, 400	378, 900	424, 000	467, 700		
75	304, 100	380, 500	425, 400	468, 200		
76	304, 600	382, 000	426, 700	468, 700		
77	305, 200	383, 400	427, 900	469, 200		
78	305, 800	384, 800	429, 100	469, 700		
79	306, 500	386, 200	430, 400	470, 200		
80	307, 100	387, 500	431, 800	470, 700		
81	307, 600	388, 800	433, 100	471, 100		
82	308, 200	390, 200	434, 300	471, 600		
83	308, 900	391, 500	435, 300	472, 000		
84	309, 600	392, 800	436, 500	472, 400		
85	310, 200	393, 900	437, 700	472, 800		
86	311, 000	395, 300	438, 800	473, 200		
87	311, 700	396, 600	440, 000	473, 600		
88	312, 300	397, 900	441, 000	474, 000		
89	313, 000	399, 100	442, 100	474, 300		
90	313, 800	400, 400	443, 100			
91	314, 600	401, 500	444, 100			
92	315, 400	402, 700	445, 100			
93	315, 900	403, 900	446, 000			
94	316, 700	405, 000	446, 800			
95	317, 500	406, 200	447, 600			
96	318, 300	407, 400	448, 400			
97	318, 900	408, 800	449, 100			
98	319, 600	409, 800	449, 500			
99	320, 400	410, 800	449, 900			
100	321, 100	411, 800	450, 300			
101	321, 900	412, 700	450, 700			
102	322, 700	413, 700	451, 000			
103	323, 600	414, 800	451, 300			
104	324, 400	415, 900	451, 500			

現 行				
		105	315, 500	405, 100
		106	316, 300	406, 000
		107	317, 100	406, 900
		108	317, 900	407, 800
		109	318, 600	408, 600
		110	319, 000	409, 400
		111	319, 400	410, 200
		112	319, 900	411, 000
		113	320, 400	411, 600
		114	320, 800	412, 300
		115	321, 300	413, 000
		116	321, 700	413, 700
		117	322, 200	414, 300
		118	322, 700	414, 800
		119	323, 100	415, 200
		120	323, 600	415, 500
		121	324, 100	415, 800
		122	324, 500	416, 100
		123	325, 000	416, 400
		124	325, 500	416, 600
		125	326, 100	416, 800
		126	326, 400	417, 100
		127	326, 700	417, 400
		128	327, 000	417, 600
		129	327, 200	417, 800
		130	327, 500	418, 100
		131	327, 800	418, 400
		132	328, 000	418, 600
		133	328, 200	418, 800
		134	328, 400	419, 100
		135	328, 600	419, 400
		136	328, 900	419, 600
		137	329, 200	419, 800
		138	329, 400	420, 100
		139	329, 700	420, 400
		140	330, 000	420, 600
		141	330, 200	420, 800
		142	330, 400	421, 100
		143	330, 700	421, 400
		144	330, 900	421, 600
		145	331, 200	421, 800
		146	331, 400	422, 100
		147	331, 700	422, 400
		148	332, 000	422, 600
		149	332, 200	422, 800
		150	332, 400	423, 100
		151	332, 700	423, 400
		152	333, 000	423, 600
		153	333, 200	423, 800
		154	333, 500	
		155	333, 800	
		156	334, 000	
		157	334, 200	
		158	334, 500	
		159	334, 800	
		160	335, 000	

**改 正 案**

105	325,000	416,600	451,800		
106	325,800	417,500	452,100		
107	326,600	418,400	452,400		
108	327,400	419,300	452,600		
109	328,100	420,100	452,800		
110	328,500	420,900	453,100		
111	328,800	421,700	453,400		
112	329,300	422,500	453,600		
113	329,800	423,100	453,800		
114	330,200	423,800	454,100		
115	330,600	424,500	454,400		
116	331,000	425,200	454,600		
117	331,500	425,800	454,800		
118	332,000	426,300	455,100		
119	332,400	426,600	455,400		
120	332,900	426,900	455,600		
121	333,400	427,200	455,800		
122	333,800	427,500			
123	334,200	427,800			
124	334,700	428,000			
125	335,200	428,200			
126	335,500	428,500			
127	335,800	428,800			
128	336,100	429,000			
129	336,300	429,200			
130	336,600	429,500			
131	336,900	429,800			
132	337,100	430,000			
133	337,300	430,200			
134	337,500	430,500			
135	337,700	430,800			
136	338,000	431,000			
137	338,300	431,200			
138	338,500	431,500			
139	338,800	431,800			
140	339,100	432,000			
141	339,300	432,200			
142	339,500	432,500			
143	339,800	432,800			
144	340,000	433,000			
145	340,300	433,200			
146	340,500	433,500			
147	340,800	433,800			
148	341,100	434,000			
149	341,300	434,200			
150	341,500	434,500			
151	341,800	434,800			
152	342,100	435,000			
153	342,300	435,200			
154	342,600				
155	342,900				
156	343,100				
157	343,300				
158	343,600				
159	343,900				
160	344,100				

現 行						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
	161	335,200				
	162	335,500				
	163	335,800				
	164	336,000				
	165	336,200				
	166	336,500				
	167	336,800				
	168	337,000				
	169	337,200				
	170	337,500				
	171	337,800				
	172	338,000				
	173	338,200				
	174	338,500				
	175	338,800				
	176	339,000				
	177	339,200				
備考	1	この表は、特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。				
	2	この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。				

**改 正 案**

		161	344,300				
		162	344,600				
		163	344,900				
		164	345,100				
		165	345,300				
		166	345,600				
		167	345,900				
		168	346,100				
		169	346,300				
		170	346,600				
		171	346,900				
		172	347,100				
		173	347,300				
		174	347,600				
		175	347,900				
		176	348,100				
		177	348,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000	

- 備考 1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、5級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

**現 行**

4 教育職給料表(4)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
前	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
再任	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
用	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
短時間勤務職員以外の職員	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
勤務	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
職員	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
以外	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
の	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
の	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
職員	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
以外	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
の	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
の	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
職員	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
以外	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
の	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
の	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
職員	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
以外	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
の	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
の	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
職員	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
以外	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
の	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
の	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
職員	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
以外	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
の	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
の	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
職員	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
以外	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
の	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
の	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
職員	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
以外	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
の	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,700
の	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,100
職員	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,500
以外	43	268,100	297,700	366,400	386,400	457,900
の	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,300
の	45	270,200	301,100	369,000	388,600	458,700
職員	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,100
以外	47	271,800	304,600	371,400	391,000	459,500
の	48	272,600	306,200	372,600	392,200	459,900

## 改 正 案

4 教育職給料表(4)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	212,900	234,000	311,000	337,100	426,000
前	2	215,300	236,400	312,800	339,200	427,500
再任	3	217,600	238,800	314,600	341,300	429,000
用	4	219,900	241,300	316,400	343,400	430,400
短時間勤務	5	222,100	243,700	318,200	345,400	431,700
職員以外の職員	6	224,400	246,100	320,000	347,500	433,100
	7	226,600	248,500	321,800	349,600	434,500
	8	228,800	251,000	323,500	351,700	434,900
	9	231,000	253,400	325,200	353,700	437,300
	10	233,200	255,000	327,000	355,800	438,700
	11	235,400	256,600	328,800	357,900	440,100
	12	237,600	258,200	330,600	359,900	441,400
	13	239,800	259,800	332,500	361,900	442,700
	14	241,900	261,200	334,300	363,400	444,100
	15	244,000	262,600	336,100	364,900	445,500
	16	246,100	264,000	337,800	366,300	446,900
	17	248,200	265,400	339,400	367,700	448,100
	18	250,000	266,600	341,300	369,000	449,400
	19	251,700	267,800	343,200	370,300	450,600
	20	253,400	269,000	345,000	371,700	451,900
	21	255,100	270,300	346,800	373,100	453,000
	22	256,400	271,400	348,800	374,400	454,100
	23	257,700	272,500	350,600	375,700	455,300
	24	258,900	273,700	352,300	376,900	456,500
	25	260,100	275,000	354,000	378,100	457,800
	26	261,200	276,700	355,700	379,400	459,000
	27	262,300	278,400	357,200	380,600	460,100
	28	263,400	280,100	358,800	381,800	461,200
	29	264,600	281,800	360,400	382,800	462,400
	30	265,700	283,800	361,700	384,000	463,200
	31	266,800	286,000	362,900	385,200	464,000
	32	267,800	288,200	364,000	386,300	464,900
	33	268,900	290,400	365,300	387,300	465,800
	34	269,900	292,600	366,700	388,500	466,200
	35	270,900	294,800	368,100	389,700	466,700
	36	272,000	296,900	369,400	390,800	467,200
	37	273,200	298,900	370,600	391,800	467,700
	38	274,100	300,800	372,000	393,000	468,200
	39	275,100	302,700	373,300	394,100	468,700
	40	276,200	304,500	374,600	395,200	469,100
	41	277,400	306,300	375,800	396,300	469,500
	42	278,500	308,200	377,200	397,500	469,900
	43	279,600	310,000	378,500	398,700	470,300
	44	280,700	311,700	379,800	399,800	470,700
	45	281,600	313,400	381,100	400,800	471,100
	46	282,400	315,200	382,300	401,900	471,500
	47	283,200	316,900	383,400	403,100	471,900
	48	284,000	318,500	384,600	404,300	472,300

現 行						
		49	273, 300	307, 800	373, 800	393, 400
		50	274, 100	309, 500	375, 000	394, 700
		51	274, 800	311, 300	376, 200	395, 900
		52	275, 500	313, 000	377, 400	397, 100
		53	276, 300	314, 300	378, 500	398, 300
		54	277, 100	316, 200	379, 700	399, 600
		55	277, 900	318, 000	380, 900	400, 600
		56	278, 600	319, 700	382, 100	401, 700
		57	279, 300	321, 400	383, 200	402, 900
		58	280, 100	323, 300	384, 500	404, 100
		59	280, 900	325, 000	385, 800	405, 300
		60	281, 600	326, 700	387, 000	406, 500
		61	282, 200	328, 400	387, 900	407, 600
		62	282, 900	330, 200	389, 100	408, 600
		63	283, 600	332, 000	390, 100	409, 900
		64	284, 200	333, 700	391, 200	411, 100
		65	284, 900	335, 400	392, 000	412, 300
		66	285, 600	336, 700	393, 100	413, 400
		67	286, 300	338, 000	394, 100	414, 500
		68	287, 000	339, 300	395, 100	415, 600
		69	287, 700	340, 800	396, 200	416, 600
		70	288, 500	342, 300	397, 200	417, 800
		71	289, 200	343, 800	398, 300	419, 000
		72	289, 900	345, 300	399, 400	420, 200
		73	290, 400	346, 700	400, 400	420, 800
		74	291, 100	348, 200	401, 500	421, 600
		75	291, 800	349, 700	402, 600	422, 300
		76	292, 400	351, 200	403, 600	422, 800
		77	293, 000	352, 600	404, 500	423, 100
		78	293, 700	354, 100	405, 400	423, 400
		79	294, 300	355, 600	406, 400	423, 800
		80	294, 900	357, 100	407, 400	424, 200
		81	295, 500	358, 500	408, 200	424, 500
		82	296, 100	359, 800	409, 000	424, 900
		83	296, 700	361, 100	409, 700	425, 200
		84	297, 300	362, 300	410, 500	425, 500
		85	297, 800	363, 500	411, 200	425, 800
		86	298, 300	364, 700	411, 800	426, 200
		87	298, 800	365, 900	412, 500	426, 500
		88	299, 300	367, 000	413, 200	426, 800
		89	299, 700	368, 100	413, 800	427, 100
		90	300, 300	369, 200	414, 500	427, 400
		91	300, 800	370, 300	415, 000	427, 700
		92	301, 300	371, 400	415, 600	427, 900
		93	301, 600	372, 500	416, 000	428, 100
		94	302, 100	373, 700	416, 400	428, 400
		95	302, 600	374, 800	416, 700	428, 700
		96	303, 000	375, 900	417, 000	428, 900
		97	303, 400	376, 900	417, 200	429, 100
		98	303, 900	377, 900	417, 500	429, 400
		99	304, 400	378, 800	417, 800	429, 700
		100	304, 800	379, 700	418, 000	429, 900
		101	305, 200	380, 500	418, 200	430, 100
		102	305, 600	381, 500	418, 500	430, 400
		103	306, 000	382, 400	418, 800	430, 700
		104	306, 300	383, 300	419, 000	430, 900

**改 正 案**

49	284, 600	320, 100	385, 800	405, 500	472, 600	
50	285, 400	321, 800	387, 000	406, 800		
51	286, 100	323, 600	388, 200	407, 900		
52	286, 800	325, 300	389, 300	409, 100		
53	287, 600	326, 600	390, 400	410, 200		
54	288, 400	328, 500	391, 600	411, 500		
55	289, 000	330, 300	392, 800	412, 500		
56	289, 700	332, 000	393, 900	413, 600		
57	290, 400	333, 600	395, 000	414, 800		
58	291, 200	335, 500	396, 300	416, 000		
59	292, 000	337, 200	397, 500	417, 200		
60	292, 600	338, 900	398, 600	418, 400		
61	293, 200	340, 600	399, 500	419, 500		
62	293, 900	342, 300	400, 700	420, 500		
63	294, 600	344, 000	401, 700	421, 800		
64	295, 100	345, 700	402, 800	423, 000		
65	295, 800	347, 400	403, 600	424, 200		
66	296, 500	348, 700	404, 700	425, 300		
67	297, 100	350, 000	405, 700	426, 400		
68	297, 700	351, 300	406, 700	427, 500		
69	298, 400	352, 800	407, 800	428, 500		
70	299, 100	354, 300	408, 800	429, 700		
71	299, 700	355, 800	409, 900	430, 900		
72	300, 400	357, 300	411, 000	432, 100		
73	300, 900	358, 600	412, 000	432, 700		
74	301, 500	360, 100	413, 100	433, 500		
75	302, 200	361, 600	414, 200	434, 200		
76	302, 700	363, 000	415, 200	434, 700		
77	303, 300	364, 400	416, 100	435, 000		
78	303, 900	365, 900	417, 000	435, 300		
79	304, 500	367, 400	418, 000	435, 700		
80	305, 100	368, 900	419, 000	436, 100		
81	305, 600	370, 200	419, 800	436, 400		
82	306, 100	371, 500	420, 600	436, 800		
83	306, 700	372, 800	421, 300	437, 100		
84	307, 300	374, 000	422, 100	437, 400		
85	307, 700	375, 200	422, 800	437, 700		
86	308, 100	376, 400	423, 400	438, 000		
87	308, 600	377, 500	424, 100	438, 300		
88	309, 100	378, 600	424, 800	438, 600		
89	309, 500	379, 600	425, 400	438, 800		
90	310, 000	380, 700	426, 100	439, 100		
91	310, 400	381, 800	426, 600	439, 400		
92	310, 900	382, 900	427, 200	439, 600		
93	311, 200	384, 000	427, 600	439, 800		
94	311, 700	385, 100	428, 000	440, 100		
95	312, 200	386, 100	428, 300	440, 400		
96	312, 600	387, 200	428, 500	440, 600		
97	312, 900	388, 200	428, 700	440, 800		
98	313, 300	389, 200	429, 000	441, 100		
99	313, 700	390, 100	429, 300	441, 400		
100	314, 100	391, 000	429, 500	441, 600		
101	314, 500	391, 800	429, 700	441, 800		
102	314, 800	392, 800	430, 000	442, 100		
103	315, 100	393, 600	430, 300	442, 400		
104	315, 400	394, 500	430, 500	442, 600		

現 行						
		105	306, 500	384, 100	419, 200	431, 100
		106	306, 800	385, 000	419, 500	
		107	307, 100	385, 900	419, 800	
		108	307, 300	386, 800	420, 000	
		109	307, 500	387, 600	420, 200	
		110	307, 700	388, 600	420, 500	
		111	308, 000	389, 500	420, 800	
		112	308, 300	390, 400	421, 000	
		113	308, 500	391, 000	421, 200	
		114	308, 700	391, 900	421, 500	
		115	308, 900	392, 800	421, 800	
		116	309, 200	393, 700	422, 000	
		117	309, 500	394, 500	422, 200	
		118	309, 700	395, 200	422, 500	
		119	310, 000	396, 000	422, 800	
		120	310, 300	396, 800	423, 000	
		121	310, 500	397, 400	423, 200	
		122	310, 700	398, 100		
		123	310, 900	398, 800		
		124	311, 200	399, 400		
		125	311, 500	400, 000		
		126	311, 700	400, 700		
		127	312, 000	401, 200		
		128	312, 200	401, 800		
		129	312, 400	402, 400		
		130	312, 700	403, 000		
		131	313, 000	403, 500		
		132	313, 200	404, 000		
		133	313, 400	404, 300		
		134	313, 700	404, 600		
		135	314, 000	404, 900		
		136	314, 200	405, 200		
		137	314, 400	405, 500		
		138		405, 800		
		139		406, 100		
		140		406, 400		
		141		406, 700		
		142		407, 000		
		143		407, 300		
		144		407, 600		
		145		407, 800		
		146		408, 100		
		147		408, 400		
		148		408, 600		
		149		408, 800		
		150		409, 100		
		151		409, 400		
		152		409, 600		
		153		409, 800		
		154		410, 100		
		155		410, 400		
		156		410, 600		
		157		410, 800		
		158		411, 100		
		159		411, 400		
		160		411, 600		

**改 正 案**

105	315, 600	395, 300	430, 700	442, 800		
106	315, 900	396, 200	431, 000			
107	316, 200	397, 100	431, 300			
108	316, 400	398, 000	431, 500			
109	316, 600	398, 800	431, 700			
110	316, 800	399, 800	432, 000			
111	317, 100	400, 700	432, 300			
112	317, 400	401, 600	432, 500			
113	317, 600	402, 200	432, 700			
114	317, 800	403, 100	433, 000			
115	318, 000	404, 000	433, 300			
116	318, 300	404, 900	433, 500			
117	318, 600	405, 700	433, 700			
118	318, 800	406, 400	434, 000			
119	319, 100	407, 200	434, 300			
120	319, 400	408, 000	434, 500			
121	319, 600	408, 600	434, 700			
122	319, 800	409, 300				
123	320, 000	410, 000				
124	320, 300	410, 600				
125	320, 600	411, 200				
126	320, 800	411, 900				
127	321, 100	412, 400				
128	321, 300	413, 000				
129	321, 500	413, 600				
130	321, 800	414, 200				
131	322, 100	414, 700				
132	322, 300	415, 200				
133	322, 500	415, 500				
134	322, 800	415, 800				
135	323, 100	416, 000				
136	323, 300	416, 300				
137	323, 500	416, 600				
138		416, 900				
139		417, 200				
140		417, 500				
141		417, 800				
142		418, 100				
143		418, 400				
144		418, 700				
145		418, 900				
146		419, 200				
147		419, 500				
148		419, 700				
149		419, 900				
150		420, 200				
151		420, 500				
152		420, 700				
153		420, 900				
154		421, 200				
155		421, 500				
156		421, 700				
157		421, 900				
158		422, 200				
159		422, 500				
160		422, 700				

現 行							
		161		411,800			
		162		412,100			
		163		412,400			
		164		412,600			
		165		412,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900	

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2

特定任期付教育職員給料表

号 級	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

- 備考 この表は、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された教育職員に適用する。

改 正 案						
	161		422,900			
	162		423,200			
	163		423,500			
	164		423,700			
	165		423,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、5級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2

特定任期付教育職員給料表

号 級	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

- 備考 この表は、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された教育職員に適用する。

**現 行**

別表第3 1・2 (略)

**3 教育職給料表(3)級別基準職務表**

職務の級	基準となる職務
1級	特別支援学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務
3級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4級	特別支援学校の副校長又は教頭の職務
5級	特別支援学校の校長の職務

**4 教育職給料表(4)級別基準職務表**

職務の級	基準となる職務
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務
3級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務
5級	小学校又は中学校の校長の職務

5 (略)

## 改 正 案

別表第3 1・2 (略)

### 3 教育職給料表(3)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	特別支援学校の助教諭、養護助教諭、栄養教諭（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者を除く。）又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者に限る。）又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務
3級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4級	特別支援学校の副校長又は教頭の職務
5級	特別支援学校の校長の職務

### 4 教育職給料表(4)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭、栄養教諭（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者を除く。）又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（定年前再任用短時間勤務職員及び任用の期限を付さない者に限る。）又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務
3級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務
5級	小学校又は中学校の校長の職務

5 (略)

現 行

別表第4 給料の調整額定額表

1 給料の調整額定額表(1)

職務の級	給料の調整額
1 級	9,100円。 <u>ただし、1号給 8,995円</u> <u>2号給 9,099円</u>
2 級	11,200円。 <u>ただし、1号給 11,083円</u> <u>2号給 11,151円</u>
3 級	11,600円

2 給料の調整額定額表(3)

職務の級	給料の調整額
1 級	9,100円。 <u>ただし、1号給 8,995円</u> <u>2号給 9,099円</u>
2 級	11,200円。 <u>ただし、1号給 11,083円</u> <u>2号給 11,151円</u>
3 級	11,600円

## 改 正 案

### 別表第4 給料の調整額定額表

#### 1 給料の調整額定額表(1)

職務の級	給料の調整額
1級	9,100円
2級	11,200円
3級	11,600円

#### 2 給料の調整額定額表(3)

職務の級	給料の調整額
1級	9,100円
2級	11,200円
3級	11,600円

現 行

3 給料の調整額定額表(4)

職務の級	給料の調整額
1 級	8,800円
2 級	<p>11,000円。ただし、1号給 <u>9,931円</u>            2号給 <u>10,039円</u>            3号給 <u>10,147円</u>            4号給 <u>10,255円</u>            5号給 <u>10,363円</u>            6号給 <u>10,471円</u>            7号給 <u>10,579円</u>            8号給 <u>10,687円</u>            9号給 <u>10,795円</u>            10号給 <u>10,867円</u>  <u>11号給 10,939円</u></p>
3 級	11,400円

改 正 案

3 給料の調整額定額表(4)

職務の級	給料の調整額												
1 級	8,800円												
2 級	<p>11,100円。ただし、</p> <table> <tr> <td>1号給</td> <td><u>10,530円</u></td> </tr> <tr> <td>2号給</td> <td><u>10,638円</u></td> </tr> <tr> <td>3号給</td> <td><u>10,746円</u></td> </tr> <tr> <td>4号給</td> <td><u>10,858円</u></td> </tr> <tr> <td>5号給</td> <td><u>10,966円</u></td> </tr> <tr> <td>6号給</td> <td><u>11,074円</u></td> </tr> </table>	1号給	<u>10,530円</u>	2号給	<u>10,638円</u>	3号給	<u>10,746円</u>	4号給	<u>10,858円</u>	5号給	<u>10,966円</u>	6号給	<u>11,074円</u>
1号給	<u>10,530円</u>												
2号給	<u>10,638円</u>												
3号給	<u>10,746円</u>												
4号給	<u>10,858円</u>												
5号給	<u>10,966円</u>												
6号給	<u>11,074円</u>												
3 級	11,400円												

**現 行**

**別表第5**

1 義務教育等教員特別手当月額表(1)

職員の区分	号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
			円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで		2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5号給から 8号給まで		2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9号給から 12号給まで		2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13号給から 16号給まで		2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17号給から 20号給まで		2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21号給から 24号給まで		2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25号給から 28号給まで		2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29号給から 32号給まで		2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33号給から 36号給まで		2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37号給から 40号給まで		2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41号給から 44号給まで		3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45号給から 48号給まで		3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49号給から 52号給まで		3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53号給から 56号給まで		3,400	4,800	5,800	7,000	
	57号給から 60号給まで		3,500	4,900	6,000	7,100	
	61号給から 64号給まで		3,600	5,100	6,100	7,200	
	65号給から 68号給まで		3,700	5,300	6,300	7,300	
	69号給から 72号給まで		3,800	5,400	6,400	7,400	
	73号給から 76号給まで		3,900	5,600	6,500	7,500	
	77号給から 80号給まで		4,000	5,600	6,700	7,500	
	81号給から 84号給まで		4,100	5,800	6,800	7,600	
	85号給から 88号給まで		4,100	5,900	6,900	7,600	
	89号給から 92号給まで		4,300	6,100	6,900	7,600	
	93号給から 96号給まで		4,400	6,200	7,100		
	97号給から 100号給まで		4,400	6,300	7,200		
	101号給から 104号給まで		4,500	6,500	7,200		
	105号給から 108号給まで		4,700	6,600	7,300		
	109号給から 112号給まで		4,700	6,700	7,300		
	113号給から 116号給まで		4,900	6,900	7,400		
	117号給から 120号給まで		5,000	6,900	7,400		
	121号給から 124号給まで		5,100	7,100	7,500		
	125号給から 128号給まで		5,200	7,100			
	129号給から 132号給まで		5,300	7,200			
	133号給から 136号給まで		5,300	7,200			
	137号給から 140号給まで		5,400	7,300			
	141号給から 144号給まで		5,400	7,300			
	145号給から 148号給まで		5,400	7,400			
	149号給から 152号給まで		5,400	7,400			
	153号給から 156号給まで		5,400	7,500			
	157号給から 160号給まで		5,500				
	161号給から 164号給まで		5,500				
	165号給から 168号給まで		5,500				
	169号給から 172号給まで		5,600				
	173号給から 176号給まで		5,600				
	177号給		5,600				
定年前再任用短時間勤務職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

2 削除

## 改 正 案

別表第5

1 義務教育等教員特別手当月額表(1)

職員の区分	号給	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	1,300	1,700	2,400	3,500	4,700		
	5号給から 8号給まで	1,300	1,800	2,600	3,600	4,800		
	9号給から 12号給まで	1,400	1,900	2,600	3,800	4,900		
	13号給から 16号給まで	1,500	2,000	2,800	3,800	5,000		
	17号給から 20号給まで	1,600	2,100	3,000	4,000	5,100		
	21号給から 24号給まで	1,700	2,200	3,200	4,100	5,200		
	25号給から 28号給まで	1,800	2,300	3,300	4,100	5,300		
	29号給から 32号給まで	1,900	2,400	3,400	4,200	5,400		
	33号給から 36号給まで	1,900	2,600	3,500	4,400	5,500		
	37号給から 40号給まで	2,000	2,600	3,700	4,400	5,600		
	41号給から 44号給まで	2,200	2,800	3,800	4,600	5,600		
	45号給から 48号給まで	2,200	3,000	3,900	4,700	5,600		
	49号給から 52号給まで	2,300	3,200	4,000	4,700	5,600		
	53号給から 56号給まで	2,400	3,300	4,000	4,800			
	57号給から 60号給まで	2,400	3,400	4,100	4,900			
	61号給から 64号給まで	2,500	3,500	4,200	5,000			
	65号給から 68号給まで	2,600	3,700	4,400	5,100			
	69号給から 72号給まで	2,600	3,800	4,400	5,100			
	73号給から 76号給まで	2,700	3,800	4,500	5,200			
	77号給から 80号給まで	2,800	3,900	4,700	5,200			
	81号給から 84号給まで	2,800	4,000	4,700	5,300			
	85号給から 88号給まで	2,800	4,100	4,700	5,300			
	89号給から 92号給まで	2,900	4,200	4,700	5,300			
	93号給から 96号給まで	3,000	4,300	4,800				
	97号給から 100号給まで	3,100	4,400	5,000				
	101号給から 104号給まで	3,100	4,400	5,000				
	105号給から 108号給まで	3,200	4,500	5,000				
	109号給から 112号給まで	3,200	4,600	5,100				
	113号給から 116号給まで	3,200	4,700	5,100				
	117号給から 120号給まで	3,300	4,700	5,100				
	121号給から 124号給まで	3,300	4,700	5,200				
	125号給から 128号給まで	3,300	4,700					
	129号給から 132号給まで	3,400	4,700					
	133号給から 136号給まで	3,400	4,800					
	137号給から 140号給まで	3,400	4,900					
	141号給から 144号給まで	3,500	4,900					
	145号給から 148号給まで	3,500	4,900					
	149号給から 152号給まで	3,500	5,000					
	153号給から 156号給まで	3,500	5,000					
	157号給から 160号給まで	3,600						
	161号給から 164号給まで	3,700						
	165号給から 168号給まで	3,700						
	169号給から 172号給まで	3,700						
	173号給から 176号給まで	3,800						
	177号給	3,800						
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400		

2 削除

**現 行**

3 義務教育等教員特別手当月額表(3)

職員の区分 号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45号給から 48号給まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49号給から 52号給まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53号給から 56号給まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61号給から 64号給まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65号給から 68号給まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69号給から 72号給まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,800	6,800	7,600	
	85号給から 88号給まで	4,100	5,900	6,900	7,600	
	89号給から 92号給まで	4,200	6,100	6,900	7,700	
	93号給から 96号給まで	4,300	6,200	7,000		
	97号給から 100号給まで	4,400	6,300	7,200		
	101号給から 104号給まで	4,400	6,400	7,200		
	105号給から 108号給まで	4,500	6,500	7,200		
	109号給から 112号給まで	4,500	6,600	7,300		
	113号給から 116号給まで	4,600	6,700	7,400		
	117号給から 120号給まで	4,700	6,800	7,400		
	121号給から 124号給まで	4,700	6,900	7,500		
	125号給から 128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から 132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から 136号給まで	4,900	7,000			
	137号給から 140号給まで	4,900	7,100			
	141号給から 144号給まで	5,000	7,100			
	145号給から 148号給まで	5,100	7,200			
	149号給から 152号給まで	5,100	7,200			
	153号給から 156号給まで	5,100	7,200			
	157号給から 160号給まで	5,200				
	161号給から 164号給まで	5,300				
	165号給から 168号給まで	5,300				
	169号給から 172号給まで	5,300				
	173号給から 176号給まで	5,400				
	177号給	5,400				
定年前再任 用短時間勤 務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

**改 正 案**

3 義務教育等教員特別手当月額表(3)

職員の区分 号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1号給から 4号給まで	1,300	1,700	2,400	3,500	4,700
	5号給から 8号給まで	1,300	1,800	2,600	3,600	4,800
	9号給から 12号給まで	1,400	1,900	2,600	3,800	4,900
	13号給から 16号給まで	1,500	2,000	2,800	3,800	5,000
	17号給から 20号給まで	1,600	2,100	3,000	4,000	5,100
	21号給から 24号給まで	1,700	2,200	3,200	4,100	5,200
	25号給から 28号給まで	1,800	2,300	3,300	4,100	5,300
	29号給から 32号給まで	1,900	2,400	3,400	4,200	5,400
	33号給から 36号給まで	1,900	2,600	3,500	4,400	5,500
	37号給から 40号給まで	2,000	2,600	3,700	4,400	5,600
	41号給から 44号給まで	2,200	2,800	3,800	4,600	5,600
	45号給から 48号給まで	2,200	3,000	3,900	4,700	5,600
	49号給から 52号給まで	2,300	3,200	4,000	4,700	5,600
	53号給から 56号給まで	2,400	3,300	4,000	4,800	
	57号給から 60号給まで	2,400	3,400	4,100	4,900	
	61号給から 64号給まで	2,500	3,500	4,200	5,000	
	65号給から 68号給まで	2,600	3,700	4,400	5,100	
	69号給から 72号給まで	2,600	3,800	4,400	5,100	
	73号給から 76号給まで	2,700	3,800	4,500	5,200	
	77号給から 80号給まで	2,800	3,900	4,700	5,200	
	81号給から 84号給まで	2,800	4,000	4,700	5,300	
	85号給から 88号給まで	2,800	4,100	4,700	5,300	
	89号給から 92号給まで	2,900	4,200	4,700	5,300	
	93号給から 96号給まで	3,000	4,300	4,800		
	97号給から 100号給まで	3,100	4,400	5,000		
	101号給から 104号給まで	3,100	4,400	5,000		
	105号給から 108号給まで	3,200	4,500	5,000		
	109号給から 112号給まで	3,200	4,600	5,100		
	113号給から 116号給まで	3,200	4,700	5,100		
	117号給から 120号給まで	3,300	4,700	5,100		
	121号給から 124号給まで	3,300	4,700	5,200		
	125号給から 128号給まで	3,300	4,700			
	129号給から 132号給まで	3,400	4,700			
	133号給から 136号給まで	3,400	4,800			
	137号給から 140号給まで	3,400	4,900			
	141号給から 144号給まで	3,500	4,900			
	145号給から 148号給まで	3,500	4,900			
	149号給から 152号給まで	3,500	5,000			
	153号給から 156号給まで	3,500	5,000			
	157号給から 160号給まで	3,600				
	161号給から 164号給まで	3,700				
	165号給から 168号給まで	3,700				
	169号給から 172号給まで	3,700				
	173号給から 176号給まで	3,800				
	177号給	3,800				
定年前再任 用短時間勤 務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

**現 行**

**4 義務教育等教員特別手当月額表(4)**

職員の区分	号給	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から	4号給まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800	
	5号給から	8号給まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900	
	9号給から	12号給まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100	
	13号給から	16号給まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200	
	17号給から	20号給まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400	
	21号給から	24号給まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500	
	25号給から	28号給まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600	
	29号給から	32号給まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700	
	33号給から	36号給まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900	
	37号給から	40号給まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000	
	41号給から	44号給まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000	
	45号給から	48号給まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000	
	49号給から	52号給まで	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000	
	53号給から	56号給まで	3,400	4,100	5,800	6,400		
	57号給から	60号給まで	3,500	4,300	6,000	6,600		
	61号給から	64号給まで	3,600	4,500	6,100	6,800		
	65号給から	68号給まで	3,700	4,800	6,300	6,900		
	69号給から	72号給まで	3,800	4,900	6,400	7,000		
	73号給から	76号給まで	3,900	5,100	6,500	7,100		
	77号給から	80号給まで	4,000	5,300	6,700	7,200		
	81号給から	84号給まで	4,100	5,400	6,800	7,300		
	85号給から	88号給まで	4,100	5,500	6,900	7,400		
	89号給から	92号給まで	4,200	5,600	6,900	7,500		
	93号給から	96号給まで	4,300	5,800	7,000	7,500		
	97号給から	100号給まで	4,400	5,900	7,200	7,600		
	101号給から	104号給まで	4,400	6,100	7,200	7,600		
	105号給から	108号給まで	4,500	6,200	7,200	7,600		
	109号給から	112号給まで	4,500	6,300	7,300			
	113号給から	116号給まで	4,600	6,400	7,400			
	117号給から	120号給まで	4,700	6,500	7,400			
	121号給から	124号給まで	4,700	6,600	7,500			
	125号給から	128号給まで	4,800	6,700				
	129号給から	132号給まで	4,900	6,800				
	133号給から	136号給まで	4,900	6,900				
	137号給から	140号給まで	4,900	6,900				
	141号給から	144号給まで		6,900				
	145号給から	148号給まで			7,000			
	149号給から	152号給まで			7,100			
	153号給から	156号給まで			7,100			
	157号給から	160号給まで			7,200			
	161号給から	164号給まで			7,200			
	165号給				7,200			
定年前再任用短時間勤務職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	

**改 正 案**

4 義務教育等教員特別手当月額表(4)

職員の区分	号給	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	1,300	1,400	2,400	2,900	4,700		
	5号給から 8号給まで	1,300	1,600	2,600	3,100	4,800		
	9号給から 12号給まで	1,400	1,700	2,600	3,100	4,900		
	13号給から 16号給まで	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000		
	17号給から 20号給まで	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100		
	21号給から 24号給まで	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200		
	25号給から 28号給まで	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300		
	29号給から 32号給まで	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400		
	33号給から 36号給まで	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500		
	37号給から 40号給まで	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600		
	41号給から 44号給まで	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600		
	45号給から 48号給まで	2,200	2,600	3,900	4,200	5,600		
	49号給から 52号給まで	2,300	2,600	4,000	4,400	5,600		
	53号給から 56号給まで	2,400	2,800	4,000	4,400			
	57号給から 60号給まで	2,400	3,000	4,100	4,600			
	61号給から 64号給まで	2,500	3,200	4,200	4,700			
	65号給から 68号給まで	2,600	3,300	4,400	4,700			
	69号給から 72号給まで	2,600	3,400	4,400	4,800			
	73号給から 76号給まで	2,700	3,500	4,500	4,900			
	77号給から 80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,000			
	81号給から 84号給まで	2,800	3,800	4,700	5,100			
	85号給から 88号給まで	2,800	3,800	4,700	5,100			
	89号給から 92号給まで	2,900	3,900	4,700	5,200			
	93号給から 96号給まで	3,000	4,000	4,800	5,200			
	97号給から 100号給まで	3,100	4,100	5,000	5,300			
	101号給から 104号給まで	3,100	4,200	5,000	5,300			
	105号給から 108号給まで	3,200	4,300	5,000	5,300			
	109号給から 112号給まで	3,200	4,400	5,100				
	113号給から 116号給まで	3,200	4,400	5,100				
	117号給から 120号給まで	3,300	4,500	5,100				
	121号給から 124号給まで	3,300	4,600	5,200				
	125号給から 128号給まで	3,300	4,700					
	129号給から 132号給まで	3,400	4,700					
	133号給から 136号給まで	3,400	4,700					
	137号給から 140号給まで	3,400	4,700					
	141号給から 144号給まで		4,700					
	145号給から 148号給まで		4,800					
	149号給から 152号給まで		4,900					
	153号給から 156号給まで		4,900					
	157号給から 160号給まで		4,900					
	161号給から 164号給まで		5,000					
	165号給		5,000					
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400		

福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)の一部改正(附則)

現 行	改 正 案
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第6条第1項及び第7条の改正規定、第10条第2項にただし書を加える改正規定、第11条第2項の改正規定、別表第1の改正規定(同表1 教育職給料表(1)備考第2項に係る部分、別表第1 3 教育職給料表(3)備考第2項に係る部分及び別表第1 4 教育職給料表(4)備考第2項に係る部分に限る。)並びに別表第5の改正規定 令和8年1月1日</p> <p>(2) 別表第3の改正規定 令和8年4月 1日</p> <p>(適用日)</p> <p>2 この条例による改正後の福岡市立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1 1 教育職給料表(1)(備考第2項を除く。次項において同じ。)、別表第1 3 教育職給料表(3)(備考第2項を除く。次項において同じ。)、別表第1 4 教育職給料表(4)(備考第2項を除く。次項において同じ。)、別表第2及び別表第4の規定は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の条例別表第1 1 教育職給料表(1)、別表第1 3 教育職給料表(3)、別表第1 4 教育職給料表(4)、別</p>

現 行	改 正 案
	<p>表第2及び別表第4の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の福岡市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>（指導改善研修被認定者に関する経過措置）</p> <p>4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって1号施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する福岡市立学校職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当の支給については、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>（特殊勤務手当の支給に関する経過措置）</p> <p>5 1号施行日前において、改正前の条例第7条の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。</p>

## 議案第 203 号

# 福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

### 1 改正の理由

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に鑑み、教育職員の教職調整額を引き上げる等の必要がある。

### 2 改正の内容

#### (1) 教職調整額の引上げ

教職調整額の支給割合について、給料月額の 4 %から 10%へ段階的に引き上げるもの。

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度～
4 %	5 %	6 %	7 %	8 %	9 %	10%

※引上げは各年度の 1 月 1 日

#### 【教職調整額】

教員の勤務態様の特殊性を踏まえ、時間外勤務手当等の代替として措置されるもの。

#### (2) その他の改正

指導改善研修の認定を受けた職員について、教職調整額の支給対象外とすることに伴い、休日勤務手当に関する規定を適用するもの。

### 3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）の一部改正

現 行	改 正 案
(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1教育職給料表(1)、教育職給料表(3)又は教育職給料表(4)の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額（給与条例第5条の4に規定する給料の調整額を除く。）の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1教育職給料表(1)、教育職給料表(3)又は教育職給料表(4)の1級、2級又は3級である者 <u>（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）</u> には、その者の給料月額（給与条例第5条の4に規定する給料の調整額を除く。）の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 (略)	2 (略)
3 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。 <u>第7条</u> において同じ。）については、給与条例第11条の休日勤務手当に関する規定は、適用しない。	3 教育職員（管理職手当を受ける者及び <u>指導改善研修被認定者</u> を除く。 <u>第7条第1項及び第2項</u> において同じ。）については、給与条例第11条の休日勤務手当に関する規定は、適用しない。
第4条～第6条 (略)  (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 教育職員については、正規の勤務時間（福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）第3条及び第3条の2の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行	第4条～第6条 (略)  (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等) 第7条 教育職員については、正規の勤務時間（福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）第3条及び第3条の2の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行

現 行	改 正 案
<p>い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第7条第2項第3号イ及びウに掲げる日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。</p>	<p>い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第7条第2項第3号イ及びウに掲げる日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員 <u>（管理職手当を受ける者を除く。）</u>の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。</p>
第8条～第9条 (略)	第8条～第9条 (略)

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）の一部改正（附則）

現 行	改 正 案										
<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。</p> <p><u>(令和12年12月31日までの間における特例)</u></p> <p>2 <u>次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr> </tbody> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額の支給及び同条例第7条第1項に規定する時間外勤務並び</p>										

現 行	改 正 案
	<p>に福岡市立学校職員の給与に関する条例      (昭和29年福岡市条例第12号) の規定による休日勤務手当の支給については、この条例による改正後の福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

# 議案第 205 号 福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案

## 1 改正の理由

- (1) 総合図書館(分館を除く。)の駐車場の適正利用を促進するため、駐車場使用料を適正に定める必要がある。
- (2) 駐車場を安定的かつ継続的に市民の利用に供し、公の施設として一体的に管理運営していくため、指定管理者に行わせる業務を追加する必要がある。

## 2 改正の内容

- (1) 総合図書館利用者以外の者による駐車場の利用を抑制し、総合図書館利用者が利用しやすい環境を整えるため、駐車場の利用許可および使用料の徴収について規定する。駐車場使用料は 1 台 1 回 30 分までごとに 500 円を超えない範囲とし、その金額は規則で定めることとする。
- (2) 駐車場の利用の許可及び使用料の徴収等の管理業務を指定管理者に行わせる業務に追加する。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

## 福岡市総合図書館条例(平成8年福岡市条例第30号)の一部を改正する条例案 新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略) <u>(駐車場の利用の許可)</u> 第5条の2 総合図書館(分館を除く。)の駐車場(以下「駐車場」という。)を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。
(利用の制限)	(利用の制限)
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総合図書館の利用を拒み、又は <u>前条</u> の許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。	第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総合図書館の利用を拒み、又は <u>前2条</u> の許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 (略)	2 (略)
第7条～第9条 (略) (使用料)	第7条～第9条 (略) (使用料)
第10条 (略)	第10条 (略) 2 駐車場を利用する者からは、1台1回30分までごとに、500円の範囲内で教育委員会規則で定める額の使用料を徴収する。
第11条～第12条 (略) (観覧料等の前納等)	第11条～第12条 (略) (観覧料等の前納等)
第13条 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。	第13条 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。 ただし、教育委員会が特に必要と認めるとときは、この限りでない。
2 (略)	2 (略)
第14条～第17条の2 (略) (指定管理者による管理)	第14条～第17条の2 (略) (指定管理者による管理)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 指定管理者が行う総合図書館(分館を除く。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。	2 指定管理者が行う総合図書館(分館を除く。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第5条第1項_____に規定する利用の許可(会議室	(2) 第5条第1項及び第5条の2に規定する利用の許可(会議室及び駐車場に

現行	改正後（案）
係るものに限る。)に関する業務 (3)～(5) (略) (6) 第10条に規定する使用料の徴収(会議室_____に係るものに限る。)に関する業務 (7)・(8) (略) (9) 第14条に規定する観覧料等(使用料(会議室_____に係るものに限る。)及び手数料に限る。)の減免に関する業務 (10)・(11) (略) 3 (略) 第19条～第23条 (略) (指定管理者に関する読み替え) 第24条 第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項_____、第6条第1項、第7条、第9条(第3項を除く。)、第10条_____、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と_____、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条(第3項を除く。)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条_____中「使用料」とあるのは「使用料(会議室に係るものに限る。)」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等(映像資料及び文書資料を除く。)」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料(会議室_____に係るものに限る。)及び手数料」とする。	係るものに限る。)に関する業務 (3)～(5) (略) (6) 第10条に規定する使用料の徴収(会議室及び駐車場に係るものに限る。)に関する業務 (7)・(8) (略) (9) 第14条に規定する観覧料等(使用料(会議室及び駐車場に係るものに限る。)及び手数料に限る。)の減免に関する業務 (10)・(11) (略) 3 (略) 第19条～第23条 (略) (指定管理者に関する読み替え) 第24条 第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、 <u>第5条の2</u> 、第6条第1項、第7条、第9条(第3項を除く。)、 <u>第10条第1項</u> 、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、 <u>第5条の2中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と</u> 、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条(第3項を除く。)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、 <u>第10条第1項中「使用料」とあるのは「使用料(会議室に係るものに限る。)」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等(映像資料及び文書資料を除く。)」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料(会議室及び駐車場に係るものに限る。)及び手数料」とする。</u>
2 (略) 以下 (略)	2 (略) 以下 (略)

## 総合図書館(本館)駐車場の運営方法及び料金設定の見直しについて

### 1 見直しの理由

総合図書館(本館)の駐車場については、行財政改革プランに基づき財産の有効活用を図りながら適正利用を推進することとし、目的外使用許可を行い、指定管理者による自主事業として有料化を行っている。

令和7年1月に実施された「公の施設の指定管理者所管課監査」において、事業の安定性の確保や事務効率化の観点から、駐車場事業の仕組みを検討するよう指導があったことを受け、検討を行った結果、指定管理者の新たな指定時期である令和8年度より、指定管理者による自主事業方式から市の直営(指定管理者が行う総合図書館の管理に関する業務として設定)へと運営方式を変更し、安定的・継続的に運営するための見直しを行うもの。

同時に、図書館開館時間内における長時間満車を解消し、総合図書館利用者のための利便性向上を図る目的で、図書館利用者以外の長時間駐車を抑制できるよう、駐車料金設定を見直すもの。

### 2 見直しの概要

- 手法 : 「福岡市総合図書館条例」に指定管理業務の追加及び駐車料金の範囲  
(1台1回30分までごとに500円の範囲内)を規定
- 開始日 : 令和8年4月1日
- 駐車場運営主体:  
《変更前》指定管理者(行政財産の目的外使用)(管理業務は、指定管理者の自主事業)  
《変更後》福岡市(管理業務は、指定管理者が行う総合図書館の管理に関する業務に設定)
- 料金設定:開館時間中は図書館利用者以外の利用を抑制する料金に見直し

### 3 駐車場有料化の経緯

H8.6.29	総合図書館開館、駐車場は無料利用
H26.11.1	民間事業者へ駐車場敷地の貸付(目的外使用許可)による駐車場有料化 (行財政改革プランに基づき、民間活力の導入、維持管理コストの縮減、財産の有効活用等の積極的推進を図りながら、駐車場の適正利用を目的とする) ※平成26年2月 議会報告済
R3.4.1	総合図書館指定管理者による自主事業(目的外使用許可) ※現行指定管理者の管理期間が、令和8年3月31日に満了

### 4 利用実績

- 令和6年度実績(駐車場台数 126台) (単位:台)

		駐車利用台数	図書館来館者		一般利用者	
駐車利用台数		159,247	130,632	82.0%	28,615	18.0%
開館日	280日	144,879	128,854	88.9%	16,025	11.1%
閉館日	86日	14,368	1,778	12.4%	12,590	87.4%

- 令和6年度 市歳入額 6,022,699円 (参考: 売上総額 14,386,300円)

- 図書館来館者数は、図書館利用のほか、委託事業車両、配送車両等を含む総数

## 5 料金変更案

○駐車場料金等については、別途「福岡市総合図書館条例施行規則」にて定めることとなるが、下記の運用を予定しているもの。

○なお、図書館利用者への影響を考慮して、利用者の駐車料金や減免は原則維持する。

	変更前				変更後			
料金設定		時間帯	料金	最大料金		時間帯	料金	最大料金
	開館日	7時～20時	200円/30分	なし	開館日	7時～10時	200円/30分	800円
			※		日	10時～20時	【図書館利用者】※ 200円/30分	なし
		20時～翌7時	200円/30分	500円		【図書館利用者以外】	なし	
	閉館日	7時～ 20時	100円/30分	700円		500円/30分		
		20時～ 翌7時	100円/30分	500円	閉館日	7時～ 翌7時	200円/30分	800円
主な減免	※図書館の利用者は、原則として2時間まで無料(要無料処理)				※図書館の利用者は、原則として2時間まで無料(要無料処理) ※図書館利用の障がい者は全額減免(手帳提示の上、要無料処理)			

※利用時間は、24時間365日。ただし23時～翌7時は入庫不可

# 議案第 243 号

## 福岡市東図書館に係る指定管理者の指定について

### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市東図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

### 2 議案の内容

#### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市東図書館

#### (2) 指定管理者に指定する者

東図書館管理運営共同企業体

〔 代表者 株式会社紀伊國屋書店  
株式会社日比谷花壇 〕

#### (3) 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 3 公募及び選定の概要

#### (1) 主な業務の内容

- ① 図書館に関する業務（貸出、返却、予約等基幹的なサービス、蔵書構築及び管理等）
- ② 図書館情報システムの運用に関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務

#### (2) 主な応募資格

- ① 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体又は複数の団体により構成される共同事業体であること。
- ② 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び福岡市税を滞納していないこと。

#### (3) 応募者

2 団体（応募者数）

応募団体名	代表団体（◎）、構成団体
東図書館管理運営共同企業体	◎株式会社紀伊國屋書店
	株式会社日比谷花壇
株式会社図書館流通センター	

#### (4) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

選定委員 5名 (五十音順)

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	柴田 久	福岡大学工学部 教授
財務専門家	武石 誠司	福岡県中小企業診断士協会 理事
市職員	宮川 有希	福岡市職員 (市民局男女共同参画部長)
学識経験者	矢崎 美香	九州女子大学人間科学部 元准教授
施設利用者	八尋 理恵	福岡おはなしの会 運営委員

#### (5) 募集・選定経過

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| ① 第1回選定・評価委員会<br>(募集要項及び選定基準の決定) | 令和7年6月18日            |
| ② 募集要項配布                         | 令和7年6月26日から同年8月20日まで |
| ③ 応募書類の受付                        | 令和7年7月30日から同年8月20日まで |
| ④ 第4回選定・評価委員会<br>(ヒアリング及び審査)     | 令和7年9月10日            |

#### (6) 指定管理料の上限額

令和8年度 66,457千円

### 4 選定結果

#### (1) 選定基準

選定基準	評価の観点		配点
市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	①施設の設置目的を踏まえた効果的な管理・運営方針、意欲、目標等	○公の施設の管理・運営について理解し、意欲を持っている。 ○図書館の設置目的を踏まえたうえで、効果的な管理・運営方針を提案し、かつ、目標を設定している。	10
図書館の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	①利用者に対するサービスの質の確保及び向上	○管理・運営業務マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用案内など利用者の視点に立った適切かつ公平なサービスの提供の方策を講じている。 ○利用者ニーズを的確に把握し、管理・運営に反映させる工夫をしている。 ○サービス向上について、効果の高い提案をしている。	50
	②効果的な集客対策	○集客について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ○施設の利用状況や特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。	
	③地域や関係団体等との連携等	○地域、教育機関、関係団体等との連携や関わり方について、具体的に提案している。	
	④おはなし会等読書普及事業の推進	○読書の普及に寄与するとともに、施設の魅力向上に繋がる読書普及行事が企画されている。	

	⑤提案額・経費縮減効果	○予算額の積算根拠が適切である。 ○経費縮減についての考え方や取組などが適切である。	10
図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な他の能力が十分であること	①管理責任体制及び要員配置計画	○業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ○法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ○管理・運営にあたって、充分な要員配置を行っている。	65
	②施設の管理・運営の考え方、再委託業務内容	○施設の的確な管理・運営と管理・運営水準向上の考え方及び手法が適切である。 ○施設の管理・運営のための業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。	
	③職員の育成計画	○必要な研修体制を具体的かつ効果的に講じている。	
	④危機管理・安全対策	○事故災害発生時に対する危機管理体制や、安全対策をとっている。	
	⑤個人情報の保護	○利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。	
	⑥環境への配慮等	○環境配慮その他福岡市の施策に貢献する取り組みを提案している。	
	⑦管理体制を維持できる安定的な経営基盤	○管理運営体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。	
	⑧実行可能性	○実行可能性を有した提案内容になっている。	
その他	①地場中小企業の育成	○福岡市に主たる事業所を有する地場企業であり、かつ中小企業基本法に定める中小企業であるか。	15
	②指定管理者企画事業	○利用者サービスや施設の魅力向上のために効果的な、指定管理者企画事業を提案している。	
合計			150

※ 配点の合計 150 点満点中、90 点を指定管理者の候補者とするための最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しない。

(2) 選定・評価委員会による採点結果

応募者名		【候補者】 東図書館 管理運営 共同企業体	【次点候補者】 株式会社 図書館 流通センター	
基準	評価の観点	配点	点数	
市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	①施設の設置目的を踏まえた効果的な管理・運営方針、意欲、目標等	10	7.2	7.2
図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	①利用者に対するサービスの質の確保及び向上 ②効果的な集客対策 ③地域や関係団体等との連携等 ④おはなし会等読書普及事業の推進 ⑤提案額・経費縮減効果	50	38.2	32.2
図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	①管理責任体制及び要員配置計画 ②施設の管理・運営の考え方、再委託業務内容 ③職員の育成計画 ④危機管理・安全対策 ⑤個人情報の保護 ⑥環境への配慮等 ⑦管理体制を維持できる安定的な経営基盤 ⑧実行可能性	65	48.8	45.0
その他	①地場中小業者の育成 ②指定管理者企画事業	15	9.4	8.6
合計		150	110.8	100.2

### (3) 講評

「東図書館管理運営共同企業体」は、これまでの実績を踏まえた今後の課題と課題に対するアプローチの提案が具体的であった。

また、利用者提案の企画事業の実施など利用者との向き合い方が評価できる。

### (4) 指定管理者の候補者の選定

提案内容に対する選定・評価委員会の評価及び講評を踏まえ、「東図書館管理運営共同企業体」を指定管理者の候補者として決定した。

## 【参考資料】福岡市東図書館 概要

### (1) 設置目的

市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、福岡市総合図書館の分館として東図書館を設置する。(福岡市総合図書館条例第1条第2項)

### (2) 施設の概要

所在地	福岡市東区千早四丁目 21 番 45 号 なみきスクエア内
設置年月日	平成 28 年 6 月 4 日
図書館施設面積	753 m <sup>2</sup>
施設構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄筋造)、地上 2 階建(一部 4 階建) ※図書館占有部分は 1 階の一部分
開館時間	午前 9 時から午後 8 時まで
休館日	毎月最終月曜日(休日の場合は翌平日)、12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで、図書資料等の特別整理期間
蔵書冊数	77,528 冊 (令和 6 年度末現在)

### (3) 利用状況

入館者数	373,842 人 (令和 6 年度)
貸出冊数	493,577 冊 (令和 6 年度)

### (4) 管理運営

平成 28 年 6 月 4 日から指定管理者制度を導入

### (5) 令和 6 年度 指定管理料 決算額

46,740 千円

## 議案第 244 号

### 福岡市早良南図書館に係る指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市早良南図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

##### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市早良南図書館

##### (2) 指定管理者に指定する者

株式会社図書館流通センター

##### (3) 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

#### 3 公募及び選定の概要

##### (1) 主な業務の内容

- ① 図書館に関する業務（貸出、返却、予約等基幹的なサービス、蔵書構築及び管理等）
- ② 図書館情報システムの運用に関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務

##### (2) 主な応募資格

- ① 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体又は複数の団体により構成される共同事業体であること。
- ② 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び福岡市税を滞納していないこと。

##### (3) 応募者

1 団体（応募者数）

株式会社図書館流通センター

#### (4) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

選定委員 5名 (五十音順)

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	柴田 久	福岡大学工学部 教授
財務専門家	武石 誠司	福岡県中小企業診断士協会 理事
市職員	宮川 有希	福岡市職員 (市民局男女共同参画部長)
学識経験者	矢崎 美香	九州女子大学人間科学部 元准教授
施設利用者	八尋 理恵	福岡おはなしの会 運営委員

#### (5) 募集・選定経過

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| ① 第1回選定・評価委員会<br>(募集要項及び選定基準の決定) | 令和7年6月18日            |
| ② 募集要項配布                         | 令和7年6月26日から同年8月20日まで |
| ③ 応募書類の受付                        | 令和7年7月30日から同年8月20日まで |
| ④ 第4回選定・評価委員会<br>(ヒアリング及び審査)     | 令和7年9月10日            |

#### (6) 指定管理料の上限額

令和8年度 61,222千円

### 4 選定結果

#### (1) 選定基準

選定基準	評価の観点		配点
市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	①施設の設置目的を踏まえた効果的な管理・運営方針、意欲、目標等	○公の施設の管理・運営について理解し、意欲を持っている。 ○図書館の設置目的を踏まえたうえで、効果的な管理・運営方針を提案し、かつ、目標を設定している。	10
図書館の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	①利用者に対するサービスの質の確保及び向上	○管理・運営業務マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理、利用案内など利用者の視点に立った適切かつ公平なサービスの提供の方策を講じている。 ○利用者ニーズを的確に把握し、管理・運営に反映させる工夫をしている。 ○サービス向上について、効果の高い提案をしている。	50
	②効果的な集客対策	○集客について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ○施設の利用状況や特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。	
	③地域や関係団体等との連携等	○地域、教育機関、関係団体等との連携や関わり方について、具体的に提案している。	
	④おはなし会等読書普及事業の推進	○読書の普及に寄与するとともに、施設の魅力向上に繋がる読書普及行事が企画されている。	

	⑤提案額・経費縮減効果	○予算額の積算根拠が適切である。 ○経費縮減についての考え方や取組などが適切である。	10
図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な他の能力が十分であること	①管理責任体制及び要員配置計画	○業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ○法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ○管理・運営にあたって、充分な要員配置を行っている。	65
	②施設の管理・運営の考え方、再委託業務内容	○施設の的確な管理・運営と管理・運営水準向上の考え方及び手法が適切である。 ○施設の管理・運営のための業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。	
	③職員の育成計画	○必要な研修体制を具体的かつ効果的に講じている。	
	④危機管理・安全対策	○事故災害発生時に対する危機管理体制や、安全対策をとっている。	
	⑤個人情報の保護	○利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。	
	⑥環境への配慮等	○環境配慮その他福岡市の施策に貢献する取り組みを提案している。	
	⑦管理体制を維持できる安定的な経営基盤	○管理運営体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。	
	⑧実行可能性	○実行可能性を有した提案内容になっている。	
その他	①地場中小企業の育成	○福岡市に主たる事業所を有する地場企業であり、かつ中小企業基本法に定める中小企業であるか。	15
	②指定管理者企画事業	○利用者サービスや施設の魅力向上のために効果的な、指定管理者企画事業を提案している。	
合計			150

※ 配点の合計 150 点満点中、90 点を指定管理者の候補者とするための最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しない。

## (2) 選定・評価委員会による採点結果

応募者名		【候補者】 株式会社図書館 流通センター	
選定基準	評価の観点	配点	点数
市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること	①施設の設置目的を踏まえた効果的な管理・運営方針、意欲、目標等	10	7.6
図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること	①利用者に対するサービスの質の確保及び向上	50	36.6
	②効果的な集客対策		
	③地域や関係団体等との連携等		
	④おはなし会等読書普及事業の推進		
	⑤提案額・経費縮減効果	10	7.2
図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	①管理責任体制及び要員配置計画	65	47.2
	②施設の管理・運営の考え方、再委託業務内容		
	③職員の育成計画		
	④危機管理・安全対策		
	⑤個人情報の保護		
	⑥環境への配慮等		
	⑦管理体制を維持できる安定的な経営基盤		
	⑧実行可能性		
その他	①地場中小業者の育成	15	8.6
	②指定管理者企画事業		
合計		150	107.2

## (3) 講評

「株式会社図書館流通センター」は、地域住民に対してのアウトリーチ事業に力を入れた具体的な提案が評価できる。

また、図書館専門企業という強みを活かした企画イベントの実施が評価できる。

## (4) 指定管理者の候補者の選定

提案内容に対する選定・評価委員会の評価及び講評を踏まえ、「株式会社図書館流通センター」を指定管理者の候補者として決定した。

## 【参考資料】福岡市早良南図書館 概要

### (1) 設置目的

市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、福岡市総合図書館の分館として早良南図書館を設置する。（福岡市総合図書館条例第1条第2項）

### (2) 施設の概要

所在地	福岡市早良区四箇田団地9番1号 早良南地域交流センター内
設置年月日	令和3年11月6日
図書館施設面積	665 m <sup>2</sup>
施設構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造)、地上4階建 ※図書館占有部分は1階の一部分
開館時間	午前9時から午後8時まで
休館日	毎月最終月曜日(休日の場合は翌平日)、12月28日から翌年1月3日まで、図書資料等の特別整理期間
蔵書冊数	63,387冊(令和6年度末現在)

### (3) 利用状況

入館者数	185,931人(令和6年度)
貸出冊数	339,821冊(令和6年度)

### (4) 管理運営

令和3年11月6日から指定管理者制度を導入

### (5) 令和6年度 指定管理料 決算額

44,379千円

## 議案第 258 号

### 学校事故による損害賠償額の決定について

#### 1 理由

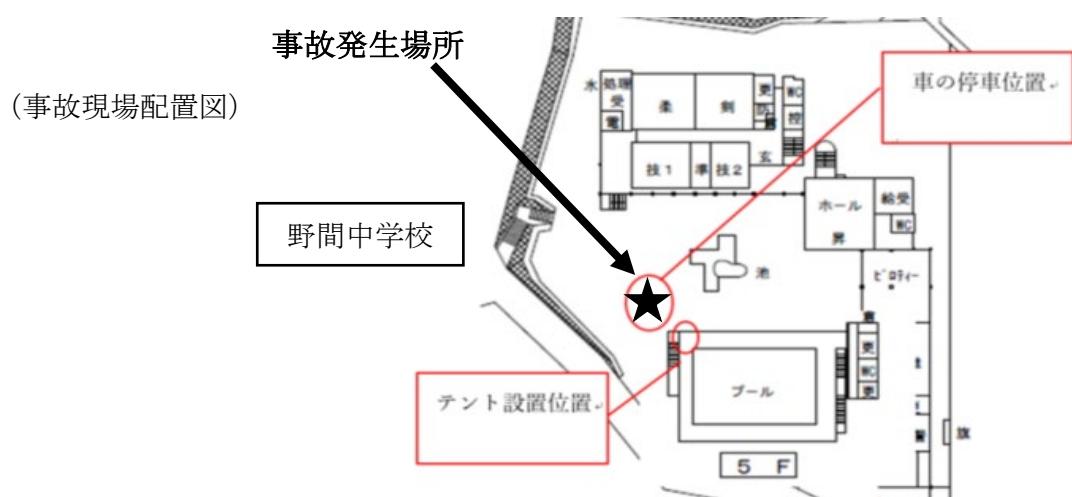
本件は、学校事故による損害賠償額を決定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

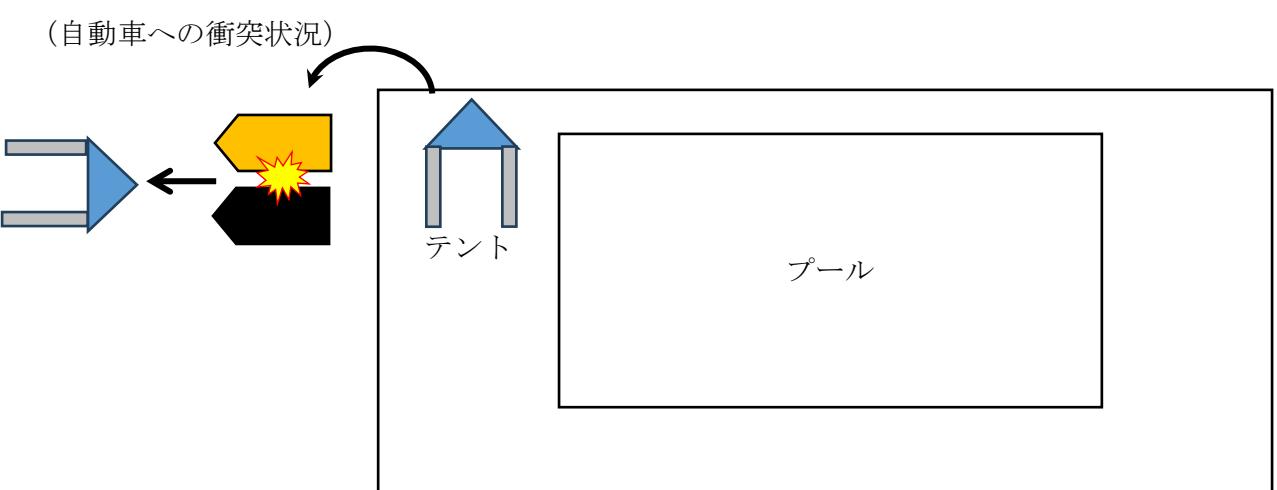
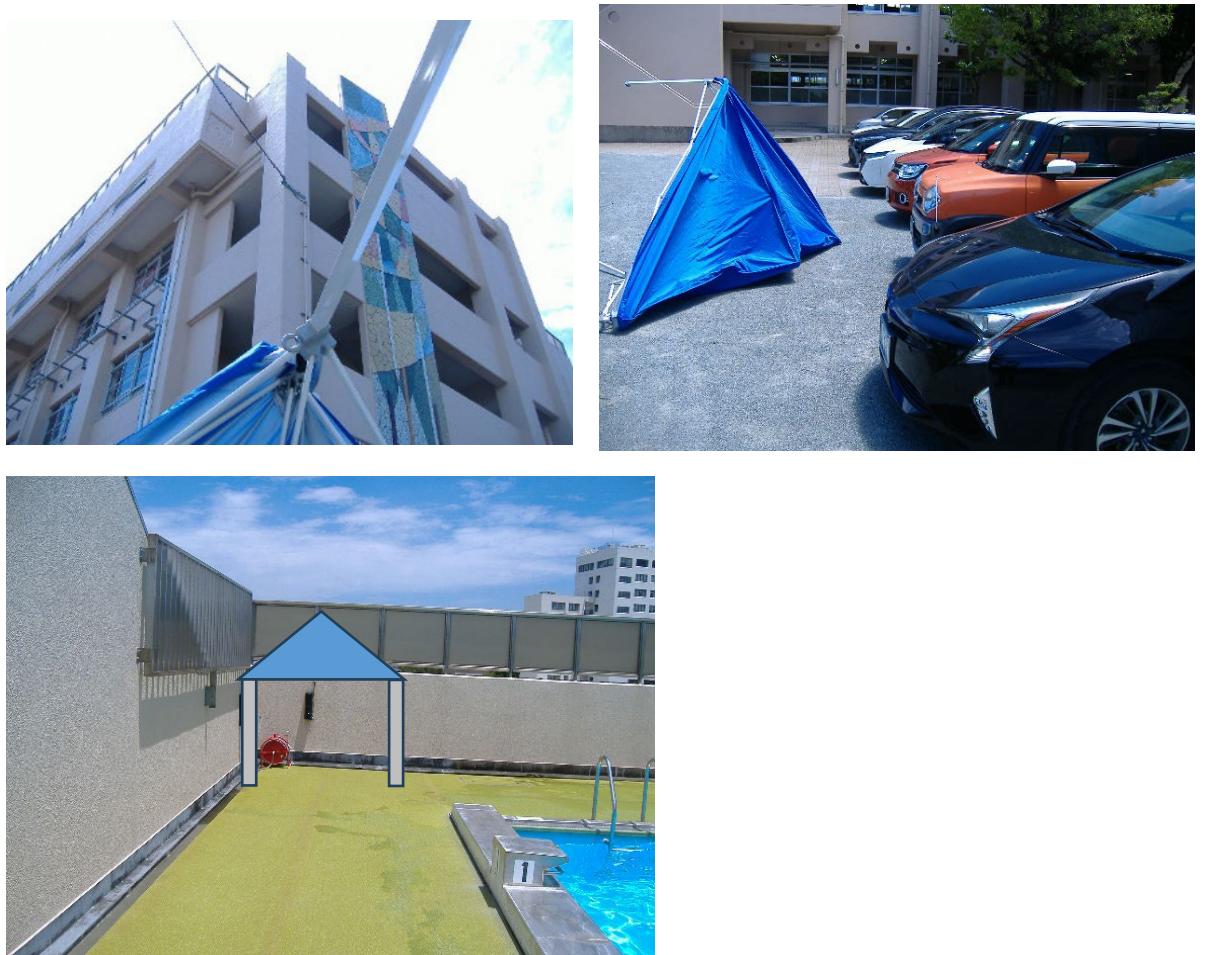
損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	673,706 円
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	382,998 円

#### 3 事件の概要等

令和 7 年 7 月 16 日午前 11 時 30 分頃、市立野間中学校の屋上プールサイドに設置していた簡易テントが、突風に煽られ落下し、中庭に駐車していた相手方の自動車 2 台の天井やドア、ドアミラー側面に接触し、破損させ、損害を与えたもの。



【校舎の様子と当時の状況】



【被害車両の写真】

● ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
おそれのある情報については、掲載しておりません。

(車体全体)



(天井)



(右側サイドミラー)



(右側前方)



(右側側面)



(右側側面)



(右側ライト)



● ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
おそれのある情報については、掲載しておりません。

(車体全体)



(天井)



(左側サイドミラー)

